

「第5次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」における施策表
【令和6年度実施状況】

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施した（結果として実績はなかったが体制を整備したものを含む）
								一部実施した
								実施しなかった
基本目標Ⅰ 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりの推進							実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に「新規」を表記)	
1	1 配偶者等からの暴力を許さないという県民意識の醸成	配偶者等からの暴力の防止に向けた効果的な意識啓発の実施	多様な広報媒体を活用した周知・啓発	18	男女共同参画・多様性推進課	・テレビ、ラジオ、ホームページ、広報誌、SNSなどの多様な広報媒体を活用し、DV被害、またDV加害の防止に向けた周知や啓発を行い、DVはダメ、DVを許さない・気づいたらすぐ相談という県民意識の醸成を図ります。	1	・ホームページにパンフレット等を掲載し、企画展示（ぴゅあ総合にて）においても普及啓発を行った。 ・ホームページでは日本語以外の7カ国語でDV情報を掲載し、視覚障害の方も情報が得られるようになっている。 ・DV被害者相談促進動画を引き続き県公式YouTubeチャンネルで公開、ホームページでも周知した。（R7年7月現在で視聴回数約6,900回）。
			啓発パンフレット等の作成及び配布	18	男女共同参画・多様性推進課	・パンフレットや相談機関等を掲載したカードを学校や病院、関係機関等へ配布するとともに、講演会やイベント等あらゆる機会を捉えて配布し、周知を図ります。	1	・啓発パンフレットを作成し学校や関係機関等に配布した。 デートDV防止啓発パンフレット：12,000部作成（県内の全高校・専修学校の新入生に配布） STOP DV・デートDVパンフレット：6,400部作成 ・相談機関等を記載したカード（英語表記あり）を5,000枚作成。関係機関や講演会、イベント等で配布した。また、これまで設置を依頼してきたスーパー、コンビニへ追加送付を行った。 ・中学生向け男女共同参画啓発パンフレット「カラフル」を作成。その中でデートDV防止に関する情報も掲載し、県内の全中学校1,2年生に配布し啓発を行った。
			「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報啓発	19	男女共同参画・多様性推進課	・「女性に対する暴力をなくす運動」の期間（毎年11月12日から11月25日）に、企画展示やライトアップ等、各種広報啓発を集中的に実施します。	1	・男女共同参画計画推進センターぴゅあ総合、ぴゅあ峡南、ぴゅあ富士（R6.11.1～30）、山梨県立図書館（R6.11.11～26）において企画展示を実施 ・パープルライトアップを実施（県庁別館・議事堂：R6.11.20～28、ココリ：R6.11.12～28、甲府駅北口藤村記念館：R6.11.20～28） ・市町村にも事業実施を呼びかけ、7市町が期間中にパープルライトアップや企画展示等を実施した。
			学習機会等の提供	19	男女共同参画・多様性推進課	・DV防止に関する県民向け啓発講演会や講座等を開催し、DV防止に関する理解促進を図ります。講演会や講座の開催にあたっては、市町村や関係機関等と連携し、県民に広く情報提供を行います。	1	・県民講演会（R6.11.23） 「声を力に～「NHK「性暴力を考える」取材班からのメッセージ」～」90名参加 講師：村山世奈氏 二階堂はるか氏（NHK「性暴力を考える」ディレクター） ・開催チラシを広く（市町村・民間団体等）配布した。
				19	ぴゅあ総合	・DV防止に関する県民向け啓発講演会や講座等を開催し、DV防止に関する理解促進を図ります。講演会や講座の開催にあたっては、市町村や関係機関等と連携し、県民に広く情報提供を行います。	1	県内のDV被害者支援担当者、警察関係者、弁護士、民間活動団体等を対象とした「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」を開催した。 「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」 ・基礎講座（ぴゅあ総合 R6.7.7） 「DV被害者を救い出し、回復を支援できる地域社会をつくる」 講師：北仲千里氏（全国女性シェルターネット共同代表） ・第1回実務者研修（ぴゅあ総合 R6.7.19） 「DV被害と多様な困難ー相談・支援の要所と注意点ー」 講師：佐々木郁子氏（DV被害者支援アドバイザー） ・第2回実務者研修（市川三郷生涯学習センター R6.8.1） 「DV被害と多様な困難ー相談・支援の要所と注意点ー」 県女性相談支援センター、女性の人権サポート・くろーばーとDV問題を考える講演・報告・ディスカッションを開催した。 ・DV問題を考える講演・報告・ディスカッション（ぴゅあ総合 R7.1.20） 講演「問題を抱えた女性からの相談の受け方にについて」 講師：信田さよ子氏（原宿カウンセリングセンター顧問・日本公認心理士協会会長） 報告：内野真理氏（甲斐市役所生活環境部市民活動支援課係長）、二星星氏（女性シェアハウス「星の虹」管理人）、青柳明美氏（女性の人権サポートくろーばー代表） コーディネーター：佐藤久子氏（山梨県女性相談支援センター 所長） アドバイザー：信田さよ子氏（原宿カウンセリングセンター顧問・日本公認心理士協会会長）

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
6	企業や団体、地域等における周知・啓発の促進		男女共同参画・多様性推進課	19	男女共同参画・多様性推進課	・市町村に対して、DV防止に向けた情報提供を行い、地域住民への普及啓発を積極的に行うよう働きかけるとともに、各市町村の男女共同参画推進委員等を通じ、パンフレット等を活用して地域住民への周知・啓発を行うよう促します。	1	・市町村に対してDV防止に向けた情報提供を行い、普及啓発を行うよう働きかけた。また、市町村・保健所等に啓発パンフレット等を配布した。
7				19	ぴゅあ総合	・市町村に対して、DV防止に向けた情報提供を行い、地域住民への普及啓発を積極的に行うよう働きかけるとともに、各市町村の男女共同参画推進委員等を通じ、パンフレット等を活用して地域住民への周知・啓発を行うよう促します。	1	・市町村に対して、DV防止に向けた情報提供を行い、地域住民への普及啓発を積極的に行うよう働きかけた。
8			ぴゅあ総合	19	ぴゅあ総合	・男女共同参画推進センターは、地域におけるDV防止に向けた理解の促進を図るため、DVやデートDVの防止にスポットをあてた出前講座を実施する等の周知・啓発を行います。	1	人権支援出前講座等でDV防止や人権の尊重等を目的としたアウトリーチ事業を行った。 ・「デートDV予防講座」(R6.7.5) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：北杜市立明野中学校生徒 ・「自分を大切にしよう、自分のことは自分で守る・・・そのためには」(R6.7.16) 講師：石川恵氏（弁護士/山梨県弁護士会所属） 受講者：富河小学校児童 ・「デートDV予防講座」(R6.10.9) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：山梨県立日川高等学校生徒 ・「労働と家族～その現代的問題を人権の目線で考える～」(R6.11.12) 講師：山内幸雄氏（憲法学者） 受講者：大月市立東中学校教員 ・「STOP！デートDV講演会」(R6.11.26) 講師：青柳明美氏（女性の人権サポート・くろーばー代表） 受講者：甲斐市立敷島中学校生徒
9				19	男女共同参画・多様性推進課	・関係機関等と連携して、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等の多様な被害者に向けた効果的な情報提供に努めます。	1	・関係機関連絡協議会を開催（10月）し、多様な被害者への支援を行っている関係機関に対し、情報提供を行った。
10			ぴゅあ総合	19	ぴゅあ総合	・関係機関等と連携して、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等の多様な被害者に向けた効果的な情報提供に努めます。	1	・やまなし外国人相談支援センター等と連携し、外国人等の多様な被害者に向けた情報共有及び情報提供を行った。
11				19	男女共同参画・多様性推進課	・関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて企業や団体等に対しDV防止に関する啓発や情報提供を実施します。	1	・関係機関連絡協議会を開催（10月）し、多様な被害者への支援を行っている関係機関に対し、情報提供を行った。 ・DV防止啓発パンフレットや相談カードを作成し、関係機関へ配布した。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にパープルライトアップや県民講演会等の啓発活動を行った。
12			ぴゅあ総合	19	ぴゅあ総合	・関係機関等と連携し、様々な機会を捉えて企業や団体等に対しDV防止に関する啓発や情報提供を実施します。	1	県女性相談支援センター、女性の人権サポート・くろーばーとDV問題を考える講演・報告・ディスカッションを開催した。 ・DV問題を考える講演・報告・ディスカッション（ぴゅあ総合 R7.1.20） 講演「問題を抱えた女性からの相談の受け方について」 講師：信田さよ子氏（原宿カウンセリングセンター顧問・日本公認心理士協会会長） 報告：内野真理氏（甲斐市役所生活環境部市民活動支援課係長）、二星星氏（女性シェアハウス「星の虹」管理人）、青柳明美氏（女性の人権サポートくろーばー代表） コーディネーター：佐藤久子氏（山梨県女性相談支援センター 所長） アドバイザー：信田さよ子氏（原宿カウンセリングセンター顧問・日本公認心理士協会会長）
13	2 配偶者等からの暴力被害発見への取組の充実	早期発見に向けた体制づくり	県民への周知等	21	男女共同参画・多様性推進課	・被害者を発見した場合には、その旨を配偶者暴力相談支援センターや警察に通報することができるよう、パンフレットや相談機関を掲載したカードを作成し、講演会やイベント等において通報の必要性や方法等について、広く県民へ周知します。	1	・相談機関を掲載したパンフレット2種類を作成した。 ・相談機関を掲載したカードを作成した。 ・通報制度に関する内容をホームページに掲載している。 ・県民講演会や企画展示（ぴゅあ3館）、パンフレットにおいて通報等の趣旨を周知した。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかつた理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
14	①DVの早期発見と被害者の周知徹底 ②DVの早期発見と通報体制の強化	①DVの早期発見と被害者の周知徹底 ②DVの早期発見と通報体制の強化	子育て・次世代サポート課	21	子育て・次世代サポート課	・潜在的な被害者の早期発見や被害の未然防止を図るため、母子保健地域組織である愛育会活動において、DVに関する知識と被害の早期発見、通報等への協力について周知や情報提供を行います。	1	・家庭の養育力強化研修（県愛育連合会主催）として実施（内容：恩賜財団母子愛育会主催の「周産期こころをケアする人の人材育成事業」で指定されている研修動画（育児困難を感じている母親への支援について等）の一斉視聴）（R6.12.18実施）
15				22	男女共同参画・多様性推進課	・医療関係者等に対しては、被害者を発見したときの通報先や相談機関等についての啓発資料を配布するとともに、県医師会、県歯科医師会、県看護協会等を通じてDV防止啓発講演会への参加等についても情報提供を行います。	1	・医療機関等にDV防止啓発パンフレットを配布した。また、講演会への参加依頼を送付した。
16			医療機関の連携・対応	22	医務課	・医療機関（病院、診療所、助産所等）においては、各種研修会等の機会を通じて従事者等に啓発パンフレット等を配布し、DVに関する知識と被害の早期発見、通報等への協力について周知や情報提供を行います。	1	・医療機関において、パンフレットの配布により、職員へDVに関する知識と被害の早期発見等について周知を図った。
17				22	特別支援教育・児童生徒支援課	・児童生徒の虐待発見からDV被害の発見・通報へつなげるため、校内における報告、連絡、相談体制を確立し、情報の共有を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。 ・学校の教職員に対し、児童生徒の虐待に関する留意事項やDVの特性、子どもや被害者に対する配慮すべき事項等について周知徹底を図ります。	1	・児童生徒の虐待発見からDV被害の発見・通報へつなげるため、校内における報告、連絡、相談体制を確立し、情報の共有を図るとともに、関係機関との連携強化に努めた。 ・校長研修会（R6.6.4 約300名参加）、教頭研修会（R6.6.11 約370名参加）において、児童生徒の安全確保に関する留意事項や指導上配慮すべき事項等について周知を図った。
18			市町村・保健所・教育機関、民生委員等の地域における見守り	22	男女共同参画・多様性推進課	・市町村、保健所、教育機関、民生委員・児童委員等に対し、パンフレットや相談機関を掲載したカード等を配付するとともに、研修会や講演会等を通じてDV被害の早期発見や通報について協力を働きかけます。	1	・データDV防止啓発パンフレット等を配布した。また、講演会を通じてDV被害の早期発見や通報について協力を働きかけた。
19				22	子育て・次世代サポート課	・DVの被害は養育環境等において乳幼児に与える影響が大きいことから、市町村や保健所における公衆衛生担当者等を対象とした研修会等において情報提供を行い、DV被害の早期発見、相談体制等の支援ができるように周知します。	1	・家庭の養育力強化研修（県愛育連合会主催）開催について、愛育班員だけでなく各市町村・保健所の愛育業務担当者にも情報提供した。
20			見守り体制づくりに向けた連携	22	男女共同参画・多様性推進課	・DVを未然に防止し、被害の早期発見から通報、相談、支援につなげていくため、関係機関連絡協議会や研修会等を通じ市町村、保健所、教育機関、民生委員・児童委員、民間団体等との連携強化に努めます。	1	・関係機関連絡協議会を10月に開催し、市町村、保健所、教育機関、民間団体等との連携強化に努めた。
21			通報への適切な対応 配偶者暴力相談支援センターにおける対応	23	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター及び男女共同参画推進センターひゅあ総合）へ被害者以外から通報があった場合には、通報者から被害者に配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すよう協力を求めるとともに、被害者に対する危害が急迫している場合には、配偶者暴力相談支援センターは警察と連携して被害者の安全確保を図ります。 ・配偶者暴力相談支援センターは、児童虐待に当たると思われる場合は児童相談所等と連携し、高齢者虐待や障害者虐待に当たると思われる場合は市町村と連携して適切な支援を行います。 ・医療関係者からの通報があった場合には、配偶者暴力相談支援センターは、医療関係者と密接な連携を図り、適切に対応します。	1	・通報時は危険性・緊急性を評価し、被害者に危険が急迫している場合は警察や市町村と連携して安全確保を図った。（DVを主訴とした一時保護件数：14件） ・通報者に、被害者への配偶者暴力相談支援センターに関する情報教示の協力を求め、相談につなげた。 ・児童虐待と思われる場合は児童相談所や市町村、高齢者・障害者虐待と思われる場合は市町村と連携し支援を行った。 ・医療関係者からの情報提供に関しては、医療関係者と連携して相談に応じた。
22				23	ひゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター及び男女共同参画推進センターひゅあ総合）へ被害者以外から通報があった場合には、通報者から被害者に配偶者暴力相談支援センターへの相談を促すよう協力を求めるとともに、被害者に対する危害が急迫している場合には、配偶者暴力相談支援センターは警察と連携して被害者の安全確保を図ります。 ・配偶者暴力相談支援センターは、児童虐待に当たると思われる場合は児童相談所等と連携し、高齢者虐待や障害者虐待に当たると思われる場合は市町村と連携して適切な支援を行います。 ・医療関係者からの通報があった場合には、配偶者暴力相談支援センターは、医療関係者と密接な連携を図り、適切に対応します。	1	・通報があった場合は、通報者に、被害者への配偶者暴力相談支援センターに関する情報提供の協力を求めるとともに、警察及び関係機関と連携を図り、安全確保を行うこととしている。 ・児童虐待及びその他の虐待と思われる場合は、市町村や関係機関とすみやかに連携し支援を行うこととしている。 ・医療関係者からの通報に対しては、密接な連携を図り適切な支援を行うこととしている。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
23		警察における対応		23	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村関係部署や弁護士会、医師会、民間団体等のあらゆる関係機関と連携し、被害者の発見活動を推進します。 ・通報やパトロール等によりDVを認知した場合には、DV防止法をはじめとした各関係法令に基づき、「暴力の制止」、「被害者の保護」、「被害防止」、「事件化」のために必要な措置を講じます。 ・被害相談を受けた際には、危険性・切迫性の判断の参考に資するため「危険性判断チェック票」を活用した対応を行います。 	1	令和6年中、297件のDV事案を認知し、受理時には「危険性判断チェック票」を活用し、被害状況及び被害者の意向に則した「事件化」、「暴力の抑止」を行うとともに関係機関と連携し、被害者の保護に必要な措置を講じた。
24	3 若年層等への教育及び周知・啓発の推進	若年層に対する意識啓発の推進	若年層に対する啓発の推進	24	男女共同参画・多様性推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生及び大学生等の若年層を対象とした「デートDV防止パンフレット」を作成・配布するとともに、関係機関や民間団体等と協力して、若年層を対象とした講座を実施するなど、様々な方法・広報媒体を活用して周知・啓発を図ります。 	1	・若年層を対象とした「デートDV防止パンフレット」を作成し、高校入学者等に配布した。
25				24	ぴゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生、高校生及び大学生等の若年層を対象とした「デートDV防止パンフレット」を作成・配布するとともに、関係機関や民間団体等と協力して、若年層を対象とした講座を実施するなど、様々な方法・広報媒体を活用して周知・啓発を図ります。 		人権支援出前講座等でDV防止や人権の尊重等を目的としたアウトリーチ事業を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・「デートDV予防講座」(R6.7.5) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：北杜市立明野中学校生徒 ・「自分を大切にしよう、自分のことは自分で守る・・・そのためには」(R6.7.16) 講師：石川恵氏（弁護士/山梨県弁護士会所属） 受講者：富河小学校児童 ・「デートDV予防講座」(R6.10.9) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：山梨県立日川高等学校生徒 ・「労働と家族～その現代的問題を人権の目線で考える～」(R6.11.12) 講師：山内幸雄氏（憲法学者） 受講者：大月市立東中学校教員 ・「STOP！デートDV講演会」(R6.11.26) 講師：青柳明美氏（女性の人権サポート・くろーばー代表） 受講者：甲斐市立敷島中学校生徒
26				24	男女共同参画・多様性推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・「若年層の性暴力被害予防月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、関係機関や民間団体との連携を図りながら、インターネット・SNS等の活用などにより、若年者に対して効果的な広報啓発を集中して実施します。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「若年層の性暴力被害予防月間」期間では、内閣府作成の啓発物品を市町村、配偶者暴力相談支援センター等に配布する他、ホームページやSNSで周知を行った。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間では、男女共同参画計画推進センターぴゅあ総合、ぴゅあ峠南、ぴゅあ富士(R6.11.1~30)、山梨県立図書館(R6.11.11~26)における企画展示の実施、パープルライトアップの実施（県庁別館・議事堂：R6.11.20~28、ココリ：R6.11.12~28、甲府駅北口藤村記念館：R6.11.20~28）、7市町が期間中にパープルライトアップや企画展示等を実施した。
27				24	ぴゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> ・「若年層の性暴力被害予防月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、関係機関や民間団体との連携を図りながら、インターネット・SNS等の活用などにより、若年者に対して効果的な広報啓発を集中して実施します。 		性犯罪や性暴力に関する最新情報の展示や啓発ポスター等の館内掲示のほか、SNSを積極的に活用した情報提供を行うことで、若年層を含めた幅広い世代に普及啓発を積極的に行うよう心掛けた。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかつた理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
28				25	びゅあ総合	・男女共同参画推進センターは、関係機関や民間団体と連携・協力して、デートDV防止のための出前講座を行うなど、DV防止に向け、正しい理解の促進を図ります。	1	人権支援出前講座等でDV防止や人権の尊重等を目的としたアウトリーチ事業を行った。 ・「デートDV予防講座」(R6.7.5) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：北杜市立明野中学校生徒 ・「自分を大切にしよう、自分のことは自分で守る・・・そのためには」(R6.7.16) 講師：石川恵氏（弁護士/山梨県弁護士会所属） 受講者：富河小学校児童 ・「デートDV予防講座」(R6.10.9) 講師：NPO法人エンパワメントアフロッキー 受講者：山梨県立日川高等学校生徒 ・「労働と家族～その現代的問題を人権の目線で考える～」(R6.11.12) 講師：山内幸雄氏（憲法学者） 受講者：大月市立東中学校教員 ・「STOP！デートDV講演会」(R6.11.26) 講師：青柳明美氏（女性の人権サポート・くろーばー代表） 受講者：甲斐市立敷島中学校生徒
29				25	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、関係機関からの要請に応じ講師派遣を行い、若年層への教育や啓発の必要性について周知を行います。	1	・大学などからの要請に応じ講師派遣を行い、DVの実態や暴力の影響などDVについての理解促進を図り、未然防止の必要性について周知した。(7回)
30				25	医務課	・看護師等養成所等にパンフレットを配布し、教員の協力を得て、将来の看護師等を目指す学生に対して周知啓発を行い、DV被害の未然防止に関する理解促進に努めます。	1	・看護師養成所等において、パンフレットの配布により、学生への啓発を行い被害の未然防止に関する理解促進を図った。
31		保護者への理解の促進		25	特別支援教育・児童生徒支援課	・学校（学級）通信や広報を通じて、保護者に交際相手からの暴力（デートDV）防止を中心とした情報提供を行い、理解の促進を図ります。	1	・高等学校教育相談連絡会議（オンラインを含む年3回実施：各60名）、高等学校生徒指導主事連絡会議（年6回実施：各40～60名）において研修会やチラシ等による情報提供を行い、保護者への理解促進を図った。
32	教職員や警察、行政職員等への研修会の実施	教職員を対象とした研修会の開催		25	男女共同参画・多様性推進課	・人権に基づくジェンダー平等の視点での教職員向けの研修会を開催し、児童・生徒・学生の「交際相手からの暴力（デートDV）」被害の未然防止等を図るとともに、文部科学省が推奨する「生命（いのち）の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの講座の開催について働きかけを行います。	1	・高校生徒指導主事に対するデートDV防止啓発研修会の実施(R6.6.18 講師：弁護士 石川恵氏 43名参加) ・小・中・高・特支教職員、SC, SSW（役職問わず全職員）に対するデートDV防止啓発研修会の実施(R6.11.26、40名参加 講師：NPO法人ぱっぷす 相談主任 内田 純梨氏)
33				25	特別支援教育・児童生徒支援課	・高校においては、教職員を対象とした「いじめ、暴力、デートDV等」に関連する研修会の開催や学校訪問を通じて、生徒の道徳意識を高める教育を実施します。	1	・第2回高等学校生徒指導主事連絡会議（R6.5.14、対象：各学校生徒指導主事、約50名）において、「子どもの生きづらさの背景」を踏まえた指導のあり方について研修会を実施した。 ・第3回高等学校生徒指導主事連絡会議（R6.6.18、対象：各学校生徒指導主事、約50名）において、デートDVの実際とその予防的指導やいわゆるストーカー規制法、リベンジポルノ法の適用に関する研修会を実施するとともに、5月から11月にかけて県内28校の高校へ訪問し、生徒の人权感覚や道徳意識を高めるための情報提供を行った。
34		警察、行政職員等への研修会の実施		25	男女共同参画・多様性推進課	・DVや性暴力被害者から相談を受ける支援者となり得る警察や行政職員等の職務関係者が、被害者に二次的な被害を与えることを防ぎ、身近な支援者として適切な対応ができるよう、人権に基づくジェンダー平等の視点での研修会等を通じて周知を図ります。	1	・県民講演会（11月）について、警察や行政職員等の職務関係者にも情報提供した。 ・DV防止啓発パンフレットを配布し、身近な支援者として適切な対応をするための参考資料として活用するよう呼びかけた。
35	学校における教育等の実施	人権教育等の実施		26	特別支援教育・児童生徒支援課	・DVの防止に資するよう、学校教育において児童生徒の発達段階に応じ人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく一人一人を大切にした教育、また生命（いのち）の安全教育を推進します。 ・学校における、いじめ等の人権侵害問題が将来のDVにつながらないよう、児童生徒を対象とした「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施します。 ・自他を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施します。	1	・中学校生徒指導主事研修会（R6.9.5、約80名参加）において、中学校生徒指導主事を対象に、オーバードーズなどの自傷行為の背景やトラウマについて研修会を実施した。 ・校長研修会（R6.6.4約300名参加）、教頭研修会（R6.6.11 約370名参加）において、「規範、生き方等」を取り上げた研修会を実施した。 ・小学校・中学校・高等学校において、命を大切にする心情や自他を思いやる気持ちを育むよう、講演会や道徳教材を活用したホームルーム活動を実施した。（他課や関係機関との連携事業を含む） ・第3回高等学校生徒指導主事連絡会議（R6.6.18、対象：各学校生徒指導主事、約50名）において、デートDVの実際とその予防的指導やいわゆるストーカー規制法、リベンジポルノ法の適用に関する研修会を実施するとともに、5月から11月にかけて県内28校の高校へ訪問し、生徒の人权感覚や道徳意識を高めるための情報提供を行った。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に「新規」を表記)	
36	④ 誰もが安心して相談できる体制強化	DVの防止に資するよう、学校教育において児童生徒の発達段階に応じ人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく一人一人を大切にした教育、また生命（いのち）の安全教育を推進します。	26	義務教育課	・ DVの防止に資するよう、学校教育において児童生徒の発達段階に応じ人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく一人一人を大切にした教育、また生命（いのち）の安全教育を推進します。 ・ 学校における、いじめ等の人権侵害問題が将来のDVにつながらないよう、児童生徒を対象とした「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施します。 ・ 自他を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施します。	1	・ 校長研修会（R6.6.4）、教頭研修会（R6.6.11）や教育課程説明会（R6.8.2）等において、性別の多様性を認めた制服の導入や人権教育の全体計画の策定を呼びかけた。 ・ 性別の多様性を認めた制服の導入 44.3%（中学校79校中35校導入） ・ 人権全体計画の策定 87.3%（小中学校244校中213校策定） ・ 様々な分野で活躍する地域の方を講師として派遣し、講演会を実施していただくことで児童生徒のしなやかな心を育成する「しなやかな心の育成講演会」の実施。 ・ 令和6年度 11校（小学校4校、中学校7校）実施 ・ 道徳教育研究推進校6校を指定し、授業改善や道徳教育の成果を地域に発信した。 ・ 令和6年度指定校（甲州市立東雲小学校、南部町立富沢小学校、西桂町立西桂小学校 甲府市立西中学校、北杜市立須玉中学校、西桂町立西桂中学校）		
37			26			・ DVの防止に資するよう、学校教育において児童生徒の発達段階に応じ人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく一人一人を大切にした教育、また生命（いのち）の安全教育を推進します。 ・ 学校における、いじめ等の人権侵害問題が将来のDVにつながらないよう、児童生徒を対象とした「いじめ、命、暴力、規範、人権、生き方等」を取り上げた講習会や研修会を実施します。 ・ 自他を思いやる気持ちを育てるため、道徳教材を活用した授業や講演会等を実施します。	1	・ 第3回高等学校生徒指導主事連絡会議（R6.6.18）でDV防止の講演会を行った。 ・ しなやかな心の育成講演会を県立高校9校で実施した。 ・ 道徳教育資料を改訂し第3版を作成した。	
38		情報モラル教育の推進	26	特別支援教育・児童生徒支援課	・ 情報化社会においてSNS等を通じた人権侵害（デジタル性暴力等を含む）を防止するため、児童生徒が携帯電話（スマートフォン）やインターネットについて正しい知識を持ち、適切な使用ができるよう各学校において携帯電話（スマートフォン）やインターネットに関わる情報モラル教育を実施するよう教員研修会等を通じて周知します。	1	・ 中学校生徒指導主事研修会（R6.7.2、約80名参加）において、中学校生徒指導主事を対象に、SNSに潜む危険性とその実態についての研修会を実施した。 ・ 年間6回実施した高等学校生徒指導主事連絡会議（各40～60名）において、SNSに関するマナー教育や情報モラル教育推進を周知・依頼した。		
39		人権侵害の早期発見に向けた取組	26	特別支援教育・児童生徒支援課	・ 各学校において、いじめ実態調査等を実施し、データDVや性暴力等と疑われる事案の把握と被害の早期発見・早期対応に努めます。	1	・ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題調査」（年1回実施）を行い、暴力行為やいじめ、不登校の状況把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組んだ。 ・ 1学期末及び2学期末において、「公立小・中学校における生徒指導上の諸問題に関する調査」を実施することで、生徒指導上の諸問題（暴力行為、いじめ）に関する状況を把握し、今後の生徒指導等の参考にするための情報として活用した。 ・ 「いじめに関する実態調査」（公立高等学校・特別支援学校対象、年3回実施）を実施し、実態的確な把握と、被害の早期発見・早期対応に取り組んだ。		
基本目標Ⅱ 被害者の立場に立った相談・保護体制の充実									
40	④ 誰もが安心して相談できる体制強化	相談につなげる体制強化	相談窓口の周知・広報	29	男女共同参画・多様性推進課	・ 被害者やその関係者が、被害後、早期に相談ができるよう、配偶者暴力相談支援センターや公的施設の窓口等においてパンフレットや相談機関を掲載したカードの設置を進めるとともに、市町村等と連携してホームページ等で広く情報提供を行い、早期相談を呼びかけます。	1	・ 啓発パンフレット・相談カードを配偶者暴力相談支援センター等に配布し窓口への設置を進めた。 ・ ホームページでも相談機関等についての情報を掲載している。	
41				29	女性相談支援センター	・ 被害者やその関係者が、被害後、早期に相談ができるよう、配偶者暴力相談支援センターや公的施設の窓口等においてパンフレットや相談機関を掲載したカードの設置を進めるとともに、市町村等と連携してホームページ等で広く情報提供を行い、早期相談を呼びかけます。	1	・ 市町村の窓口や県営施設、商業施設等にSNS相談窓口のカードを配布した（約140カ所）。 ・ ホームページにて情報提供を行い、早期相談を呼びかけた。	
42				29	びゅあ総合	・ 被害者やその関係者が、被害後、早期に相談ができるよう、配偶者暴力相談支援センターや公的施設の窓口等においてパンフレットや相談機関を掲載したカードの設置を進めるとともに、市町村等と連携してホームページ等で広く情報提供を行い、早期相談を呼びかけます。	1	・ 啓発パンフレット・相談カードを窓口に設置し適宜補充を行った。 ・ ホームページでもトップページや専用ページに相談機関等についての情報を掲載している。	
43				29	男女共同参画・多様性推進課	・ 被害者が手に取りやすい場所へDVの相談機関を掲載したカードの設置を進めるなど、相談窓口に関する情報提供を行うとともに、男性、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等に対しても、適切な情報提供ができるよう努めます。	1	・ ホームページでは日本語以外の7カ国語でDV情報掲載。視覚障害の方も情報が得られるようになっている。 ・ 英語を併記した相談カードを作成した。	

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
44	配偶者暴力相談支援センターの機能強化	相談体制の整備	男女共同参画・多様性推進課	30	男女共同参画・多様性推進課	・「かいさぼももこ（性暴力被害相談窓口）」等について、リーフレットやホームページ等で広く情報提供を行い、早期相談を呼びかけます。	1	・かいさぼももこのリーフレット及びカードをイベントやセミナー等で配布した。 ・かいさぼももこについての情報をホームページに掲載している。
45				30	健康増進課	・精神保健福祉センターは、自殺予防に対する正しい知識や対応方法、こころの悩み相談に応じる相談窓口、ひきこもりに関する相談窓口、依存症に関する相談窓口や支援機関等について、リーフレットやホームページ等で広く情報提供を行います。	1	・県内の支援機関、医療機関などの相談窓口を記載したリーフレットを県内各機関に配布とともに、ホームページ等で広く周知した。
46				30	男女共同参画・多様性推進課	・国が実施している電話・メール・チャット等で相談が可能な「DV相談プラス」、「Curetime（外国語での対応可）」等について、パンフレットや相談機関を掲載したカード、ホームページ等で広く周知します。	1	・啓発パンフレット・相談カードに「DV相談プラス」や「Curetime」等について掲載し、配偶者暴力相談支援センター等に配布し窓口への設置を依頼した。 ・ホームページでも「DV相談プラス」や「Curetime」等についての情報を掲載している。
47				30	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、性別を問わず被害者に関する相談に応じるとともに、市町村等からの相談への対応など広域的・専門的な支援を行い、DV相談機関として中心的な役割を果たす施設として、被害者の安全確保のための対策を講じます。	1	・性別を問わず被害者に関する相談に応じるために電話・面接での相談に応じる体制となる。 ・市町村等からの相談に応じたり、定期的に会議・研修を開催するなど広域的・専門的な支援を行い、被害者の安全確保のために対策を講じた（実務者会議2回、専門的な困難ケース解決のためのアドバイザー派遣事業2回）。
48				30	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、性別を問わず被害者に関する相談に応じるとともに、市町村等からの相談への対応など広域的・専門的な支援を行い、DV相談機関として中心的な役割を果たす施設として、被害者の安全確保のための対策を講じます。	1	・性別を問わず被害者に関する相談に応することとしているとともに、市町村等からの相談対応等広域的・専門的な支援を行う等中心的役割を果たす施設として、被害者の安全確保対策を講じた。
49				30	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、中心的な配偶者暴力相談支援センターとして、男女共同参画推進センターぴゅあ総合や市町村窓口等と連携し、被害者支援、処遇困難事例への対応、関係機関との連携など、総合調整機能の充実を図ります。 ・相談に訪れた女性の傷ついた精神や身体が癒やされるような温かみのある相談場所を確保し、本人の思いを受け止めた相談支援を行います。	1	・中心的な配偶者暴力相談支援センターとして、ぴゅあ総合や市町村窓口等と各種情報共有をするなど常に連携している。 ・本人に寄り添った相談に努めるとともに、一時保護者には精神科医師による医療相談（8回）や心理士による心理相談（4回）等を行った。
50			男性も相談しやすい環境整備	31	ぴゅあ総合	・男女共同参画推進センターぴゅあ総合は、男女共同参画に関する男性専用の総合相談窓口において、DVに関する事案についても電話による相談対応を行います。	1	・ぴゅあ総合に窓口として、男性専用の電話による総合相談を行った。 (一般相談件数 27件のうちDV相談件数 1件)
51				31	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル（内閣府男女共同参画局）」を活用し、男性被害者の相談に対応するとともに、研修会への参加機会を設けるなど相談員等の対応力向上に努めます。また、ホームページ等で男性被害者の相談にも対応していることを周知します。	1	・マニュアルの活用や研修会への参加により、相談員の対応力向上に努めた。 ・県ホームページで配偶者暴力相談支援センターについて周知した。（令和6年度男性からの相談：のべ23件、内DV相談8件）
52				31	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、「地方自治体等における男性に対する相談体制整備マニュアル（内閣府男女共同参画局）」を活用し、男性被害者の相談に対応するとともに、研修会への参加機会を設けるなど相談員等の対応力向上に努めます。また、ホームページ等で男性被害者の相談にも対応していることを周知します。	1	・ぴゅあ総合に窓口として、男性専用の電話による総合相談を行った。 (一般相談件数 27件のうちDV相談件数 1件) ・R6年度は17の研修会等に参加し相談員等の対応力向上を図った。 ・ホームページでも専用ページに男性相談についての情報を掲載している。
53	災害時における体制整備	災害時における体制整備	31	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、災害時において適切な対応ができるよう、マニュアル等を作成し相談体制を整備します。	1	・災害対応マニュアルを作成した。 ・避難訓練を実施し、実際の行動について確認を行った。	
54			31	男女共同参画・多様性推進課	・災害時において、各避難所等において相談窓口が確保され、その周知がされるよう、市町村に働きかけます。	1	・市町村に対し災害時のDV防止に向けた情報提供を行った。	

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
55	県及び関係機関との連携強化	県及び関係機関との連携強化	県及び関係機関との連携強化	31	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者に適切な対応ができるよう児童相談所、保健所、精神保健福祉センター、市町村、医療機関等の関係機関で必要な情報を共有し連携を図ります。	1	・相談内容により、適宜関係機関と連携を取り対応にあたった。
56				31	びゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者に適切な対応ができるよう児童相談所、保健所、精神保健福祉センター、市町村、医療機関等の関係機関で必要な情報を共有し連携を図ります。	1	・被害者に適切な対応ができるよう市町村ほか関係機関と必要な情報を共有し連携を図った。(連携機関調整12件、連絡調整60件)
57				31	びゅあ総合	・男女共同参画推進センターびゅあ総合では、心身のケアや一時保護が必要な相談者については、十分な配慮のもと、女性相談支援センターにつなぎます。	1	・一時保護に至るまでの相談はなかったが、一時保護の検討が必要と判断される相談者については、十分な配慮のもと女性相談支援センターに引き継ぐ。
58		女性相談支援員等による適切な支援	女性相談支援員等による支援	31	女性相談支援センター	・女性相談員支援員等は、「配偶者からの暴力 相談の手引（内閣府）」や「婦人相談員 相談・支援指針（厚生労働省）」等の活用や事例検討等を行い、本人に寄り添いながら、本人が自らの意思を決定し表明することができる支援体制を整え、本人らしくより良い生活を送るために必要な情報提供や適切な助言を行います。 ・女性相談支援員等は、専門研修会等に積極的に参加することにより、国の施策、関連する法律、制度等について十分な知識の習得に努め、相談等の対応や支援に活かします。 ・女性相談支援員等は、市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努めます。	1	・「配偶者からの暴力 相談の手引（内閣府）」や「女性相談支援員 相談・支援指針（厚生労働省）」等の活用や事例検討等を行い、相談者に対し必要な情報提供や適切な助言を行った。 ・専門研修会等に積極的に参加することにより、国の施策、関連する法律、制度等について十分な知識の習得に努め、相談等の対応や支援に活かした。 ・市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携して支援にあたった。
59				31	びゅあ総合	・女性相談員支援員等は、「配偶者からの暴力 相談の手引（内閣府）」や「婦人相談員 相談・支援指針（厚生労働省）」等の活用や事例検討等を行い、本人に寄り添いながら、本人が自らの意思を決定し表明することができる支援体制を整え、本人らしくより良い生活を送るために必要な情報提供や適切な助言を行います。 ・女性相談支援員等は、専門研修会等に積極的に参加することにより、国の施策、関連する法律、制度等について十分な知識の習得に努め、相談等の対応や支援に活かします。 ・女性相談支援員等は、市町村など他の相談機関に相談した被害者への支援のため、当該機関と連携を図るよう努めます。	1	相談員は、 ・「配偶者からの暴力被害者相談マニュアル」に基づいた援助を行うとともに、被害者自らが選択決定する問題解決にあたって必要な情報提供や適切な助言を行った。 ・適切な相談対応や支援が行えるよう内閣府や各機関等が主催する各種研修会に参加し、知識の習得に努めた。 ・市町村など他の相談機関に相談した被害者を支援するため、当該機関との連携に努めた。 ・市町村や他の相談機関と連携し、他県に避難する被害者や他県から避難してきた被害者を適切に支援した。
60	警察における支援	被害者が相談しやすい環境の整備	33	警察本部		・被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害を与えないよう、相談対応や加害者と遭遇しないような相談の実施等により、被害者が相談しやすい環境の整備に努めます。	1	・被害者の心的負担軽減のため、その要望に応じて女性警察官が対応にあたり、加害者との遭遇回避のために必要な措置を講じた。 ・24時間相談受理が可能な警察安全相談電話により、被害者の申告、相談受理対応を行った。
61		関係機関との連携	33	警察本部		・DVが行われていると認めた場合は、配偶者暴力相談支援センターや民間団体等の関係機関と連携を強化し、「被害者の保護」、「被害発生防止」を目的とした支援を迅速かつ的確に行います。 ・被害者に子どもがいるときには、児童相談所等の関係機関と連携し保護措置等を行います。	1	・各事案に応じて、関係機関の紹介や情報提供等を行い、被害者の保護、再被害防止を行った。 また、被害者に子供がいた場合には、家庭環境調査、当該児童の負傷の有無の確認等を行うとともに面前DVが確認できれば、児童虐待事案として児童の保護・保護者への指導等実施の上、児童相談所への児童通告を行った。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
62		各種措置の検討・実施		33	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> DVが行われていると認めた場合は、被害者の状況に応じて必要な自衛措置や関係機関等の紹介、加害者に対する検挙・指導警告等、警察が取り得る各種措置について被害者に説明します。 相談に係る事案が刑罰法令等に抵触すると認められる場合は、被害者の意思を踏まえて検挙に向けた迅速な捜査を実施するほか、被害者及びその関係者に危害の及ぶおそれがある事案については、被害者に被害届の提出の意思がない場合でも、危険性について十分に説明を行い、被害届の提出の働きかけを行うなど、被害の再発を防止するための措置を講じます。 また、刑事案件として立件が困難と認められる場合でも、被害者の意思を踏まえ、加害者に指導警告等を実施します。 加害者からのつきまとい行為等がある場合は、ストーカー規制法に基づく措置を適正に講じます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> DVが行われていると認めた場合は、緊急時の110番通報や自衛手段の教示のほか、関係機関等の紹介、加害者への指導警告等、警察が執りうる各種措置について被害状況に応じて教示した。 刑罰法令等に抵触する場合は、検挙に向けた捜査を迅速に実施した他、危険性がある場合は被害届の提出を働きかけ、加害者を検挙して被害の再発防止を図った。また、加害者の検挙に加え、指導警告等を実施した。 加害者からのつきまとい行為がある場合は、事件化やストーカー規制法に基づく禁止命令、文書警告等の行政措置を実施した。
63		援助の申し出への対応		34	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 被害者から、援助を受けたい旨の申し出があり、申し出が相当と認められる場合は、次のうち必要な援助を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ①被害を自ら防止するため、状況に応じた避難その他措置の説明 ②加害者に住所又は居所を知らないようにするための措置 ③被害防止に向けた交渉を円滑に行うための措置 ④その他適当と認める援助 生命等に対する脅迫を受けた被害者については、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた必要な援助を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 被害者から援助申出があった場合には、申し出内容に沿い、警察で認知したDVに係る対応、警察における関係機関への意見等の援助措置等を講じた。 生命等に対する脅迫を受けた被害者については、身体的暴力を受けた被害者への援助に準じた避難、通院等の助言等、必要な援助を行った。
64	地域における相談体制の充実	相談窓口の充実		34	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 「こころの健康相談統一ダイヤル」を開設し、24時間365日、メンタル不調の方や生きることが辛いと感じるほどの悩みを抱えている方からの相談対応を行います。 精神保健福祉センターは、自殺防止センターを設置し、心の悩みを抱える人に対する相談支援、自殺対策に関する情報発信を行うほか、関係機関・団体と連携しながら自殺防止対策に取り組みます。 精神保健福祉センターは、ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの状態にある本人や家族等からの電話や来所相談に応じ、必要に応じて医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携しながら支援を行います。 精神保健福祉センターは、依存症相談窓口を設置し、アルコール、薬物、ギャンブルなど様々な依存に関するお困りごとについて電話や来所による相談対応のほか、当事者のグループミーティングや家族教室を開催するなど、当事者やそのご家族の支援を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 24時間365日、様々な心の悩みに関する電話相談に応じた。 相談件数:3,437件 年間を通して、こころに悩みを抱える方からの電話や来所相談に対応した。 また、自殺対策に関わる市町村等関係機関の職員を対象とした人材育成・資質向上を目的とした研修等を実施し、地域の支援体制の充実に取り組んだ。 ひきこもり当事者や家族からの相談対応を行った（延件数:690件・実件数:132件） 依存症当事者や家族からの相談対応を行った（延件数:330件・実件数:204件） 当事者のグループミーティングを開催し、依存症についての学習や元当事者の体験談を中心とした意見交換等を行った。
65		市町村等相談窓口の充実		35	男女共同参画・多様性推進課	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、市町村相談窓口における役割の重要性について周知し、相談窓口設置についてあらゆる機会を通じて働きかけるとともに、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供等を行うなど、窓口充実のための支援を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関連絡協議会（10月開催）において相談窓口の重要性を周知し、設置・充実を推進した。 また、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供を行った。
66				35	福祉保健総務課	<ul style="list-style-type: none"> 市町村に対し、市町村相談窓口における役割の重要性について周知し、相談窓口設置についてあらゆる機会を通じて働きかけるとともに、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供等を行うなど、窓口充実のための支援を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の相談窓口に被害者への相談・支援等のために必要な情報提供等を行い、窓口充実のための支援を行った。
67				35	子育て・次世代サポート課	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や保健所等、地域の保健業務を所管する部署が相談を受けた場合に、その担当者が被害者の実情に即した適切な助言と対応ができるよう、母子保健従事者研修会や保健所母子保健担当者会議等の機会を通じて、パンフレット等の配付により情報提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の養育力強化研修（県愛育連合会主催）開催について、愛育班員だけでなく各市町村・保健所の愛育業務担当者にも情報提供した。
68				35	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援センターは、「配偶者からの暴力 相談の手引き（内閣府）」や「女性相談支援員 相談・支援指針（厚生労働省）」を市町村等において相談に携わる関係者と共有し、相談支援に活用します。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力 相談の手引き（内閣府）」や「女性相談支援員 相談・支援指針（厚生労働省）」を市町村の関係者と共有し、相談支援に活用している。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかつた理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
69	5 外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への配慮	外国人・障害者・高齢者・性的マイノリティ等への対応の充実	相談につなげる体制整備	36	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、ホームページに英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等、外国語で記載されたパンフレット等を掲載し、外国人へのDVの被害等に関する理解の促進を図るとともに、相談窓口の周知を図ります。	1	・ホームページに英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語等、外国語で記載されたパンフレット（「じょせいそうだんのしおり」）を掲載している。
70				36	男女共同参画・多様性推進課	・英語を併記した相談機関を掲載したカードを作成し、外国人に対しての相談窓口に関する情報提供を行います。	1	・相談機関等を記載したカード（英語表記あり）を5,000枚作成。関係機関や講演会、イベント等で配布した。また、これまで設置を依頼してきたスーパー、コンビニへ追加送付を行った。
71				36	障害福祉課	・市町村・市町村障害者虐待防止センターにおいて行う障害者の虐待相談などについて、啓発リーフレットを作成して広く周知し、早期相談を呼びかけます。	1	・啓発リーフレット及びポスターを市町村、障害者虐待防止センター、法務局、労働局・企業等に配布した。
72				36	健康長寿推進課	・市町村が設置している地域包括支援センターにおいて行う高齢者等の支援について、県ホームページ等で広く周知し、早期相談を呼びかけます。	1	・県ホームページを通じて広く周知した。
73				36	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、性別に関わらず、DV被害者の相談に対応していることをホームページ等で周知します。	1	・ホームページでDV被害者の相談は性別を問わず対応していることを周知している。
74				36	ひゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、性別に関わらず、DV被害者の相談に対応していることをホームページ等で周知します。	1	・ホームページに専用ページを開設し、相談対応についての情報周知に務めた。
75		相談体制の充実		37	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、外国人からの相談に対応するため通訳の確保を行うほか、必要に応じて入国管理局や外国人支援団体と連携を図る等、適切な対応を行います。	1	・外国人からの相談に対応するために関係機関に通訳派遣を依頼すると同時に、小型翻訳機を日常会話の補助に活用している。 ・事例に応じて外国人支援団体と必要な連携を行っている。
76				37	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者の心身の状況やニーズに応じ、支援のための情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。	1	・外国人からの相談に対応するため通訳や小型翻訳機を確保した上で、被害者の心身の状況やニーズを把握し、必要に応じて医師や心理士の見解を聞きながら、支援の為の情報提供や関係機関との連携を行っている。
77				37	ひゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者の心身の状況やニーズに応じ、支援のための情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。	1	・被害者の心身の状況やニーズに応じ、支援のための情報提供を行い、関係機関との連携を図った。
78				37	男女共同参画・多様性推進課	・外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等への支援を行っている機関に対して、さまざまな情報提供や研修会への参加を呼びかける等、支援者にDVの被害に関する正しい知識について理解の促進を図ります。	1	・関係機関連絡協議会の中で情報提供及び情報共有を行った。 ・国から、情報の周知や研修会への参加について依頼があった際は、配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間団体等へ情報提供を行った。
79	市町村と連携した支援等			37	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、それぞれの被害者のニーズに応じて、市町村と連携を図り適切な支援を行います。	1	・被害者のニーズに応じて必要な支援を提供できるよう、市町村の各部署と連携を図った。
80				37	ひゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、それぞれの被害者のニーズに応じて、市町村と連携を図り適切な支援を行います。	1	・被害者の個々のニーズに応じて、市町村と連携を図り適切な支援を行った。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
81				37	健康長寿推進課	・高齢者への虐待防止を図るため、市町村・地域包括支援センター職員に対して、専門職による派遣相談や事例検討会の開催を行います。	1	・高齢者虐待における困難事例について、市町村への専門職派遣支援（6回）を実施した。 ・市町村、地域包括支援センター職員等を対象とした「権利擁護対応力強化研修」（R6.8.5、10.17、R7.3.4）開催し、事例検討等を通じて、高齢者への適切な支援の必要性について周知を行った。
82				37	障害福祉課	・市町村、市町村障害者虐待防止センターの職員を対象とした研修会を実施し、関係機関の連携による障害者虐待防止への適切な対応を図ります。	1	・障害者虐待防止・権利擁護基礎研修の開催（R7.2.21） 施設職員68名 ・障害者虐待防止・権利擁護研修（管理者・虐待防止責任者コース）の開催（R6.12.17・18） 施設職員122名 ・障害者虐待防止・権利擁護研修（自治体コース）の開催（R6.12.17） 施設職員18名
83	6 被害者への配慮	被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底	相談員等の適切な対応	38	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、更なる被害（二次的被害）が生じないよう手引等を活用し、被害者の人権に配慮するなど、被害者の立場に立った対応に努めます。	1	・手引き等を活用し、被害者の立場に立った対応を行うよう努めた。
84				38	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、更なる被害（二次的被害）が生じないよう手引等を活用し、被害者の人権に配慮するなど、被害者の立場に立った対応に努めます。	1	・不適切な対応によって被害者に二次的被害が生じないよう手引等を活用し、常に被害者の立場に立った対応に努めた。
85				38	男女共同参画・多様性推進課	・人権に基づくジェンダー平等の視点での教職員向けの研修会を開催し、児童・生徒・学生の「交際相手からの暴力（デートDV）」被害の未然防止等を図るとともに、文部科学省が推奨する「生命（いのち）の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの講座の開催について働きかけを行います。【再掲】 ・DVや性暴力被害者から相談を受ける支援者となり得る警察や行政職員等の職務関係者が、被害者に二次的な被害を与えることを防ぎ、身近な支援者として適切な対応ができるよう、人権に基づくジェンダー平等の視点での研修会等を通じて周知を図ります。【再掲】	1	・高校生徒指導主事に対するデートDV防止啓発研修会の実施（R6.6.18、43名参加 講師：弁護士 石川 恵氏） ・小・中・高・特支教職員、SC、SSW（役職問わず全職員）に対するデートDV防止啓発研修会の実施（R6.11.26、40名参加 講師：NPO法人ぱっぷす 相談主任 内田 紗梨氏） ・県民講演会（11月）について、警察や行政職員等の職務関係者にも情報提供した。 ・DV防止啓発パンフレットを配布し、身近な支援者として適切な対応をするための参考資料として活用するよう呼びかけた。
86		個人情報保護の徹底の周知		39	男女共同参画・多様性推進課	・被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考え、加害者の元から避難している被害者や同伴者及びその支援者に関する情報を適切に管理し、情報の保護に十分配慮するよう、関係機関に周知します。 ・市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、情報の漏洩が生命に危険を及ぼすこともあるため、被害者の情報保護及びその管理等が徹底されるよう関係機関連絡協議会や研修会等の機会を通じて周知を図ります。	1	・被害者や同伴者及びその支援者に関する情報の保護及びその管理等が徹底されるよう関係機関連絡協議会（10月開催）を通じて周知を図った。また、被害者への相談・支援等のために必要な情報提供を市町村や関係機関に対し随時行った。
87				39	ぴゅあ総合	・被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考え、加害者の元から避難している被害者や同伴者及びその支援者に関する情報を適切に管理し、情報の保護に十分配慮するよう、関係機関に周知します。 ・市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、情報の漏洩が生命に危険を及ぼすこともあるため、被害者の情報保護及びその管理等が徹底されるよう関係機関連絡協議会や研修会等の機会を通じて周知を図ります。	1	・センターが開催する実務者研修会や関係機関との日常の電話のやりとり等を通じて、被害者や同伴者等の情報を適切に管理し、情報保護に十分配慮することの重要性を関係機関に周知した。 ・市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、被害者の情報保護及びその管理等が行われるよう周知を図った。
88				39	女性相談支援センター	・被害者及びその関係者の安全の確保を第一に考え、加害者の元から避難している被害者や同伴者及びその支援者に関する情報を適切に管理し、情報の保護に十分配慮するよう、関係機関に周知します。 ・市町村における住民基本台帳、国民健康保険等の閲覧制限などについて、情報の漏洩が生命に危険を及ぼすこともありますため、被害者の情報保護及びその管理等が徹底されるよう関係機関連絡協議会や研修会等の機会を通じて周知を図ります。		・被害者や同伴者及びその支援者に関する情報の適切な取扱や情報の保護への配慮について、実務者会議等で関係機関に周知した。 ・住民基本台帳事務、国民健康保険等の手続きに関しては、市町村や年金事務所等の求めに応じて、配暴法第3条第3項に基づく来所相談証明書を厚生労働省等所管省庁発出の通知に沿って発行している。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
89	7 多様なケースに対応できる相談員等の資質向上	相談員等の資質向上のための取組実施	相談員等の育成	40	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象に被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために、時期や方法等を工夫して実務者会議等の研修を実施し、相談員等の資質向上を図ります。 配偶者暴力相談支援センターは、相談員等への研修の実施や専門研修の受講により専門性を高めるとともに、問題解決にあたり的確に対応できるよう、事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けスキルアップに努めます。また、相談員等の心身の健康が損なわれることのないよう相談員等への受傷対策にも努めます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 実務者会議や事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けた。(実務者会議1回、アドバイザー派遣2回実施) 相談員等への受傷対策として、適宜面談等を行った。 職員を県内外の専門研修に派遣したり、所内研修会等を実施し、相談技術の向上・習得や他分野の知識習得に努めた。
90				40	ぴゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関及び市町村の相談担当職員等を対象に被害者の人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために、時期や方法等を工夫して実務者会議等の研修を実施し、相談員等の資質向上を図ります。 配偶者暴力相談支援センターは、相談員等への研修の実施や専門研修の受講により専門性を高めるとともに、問題解決にあたり的確に対応できるよう、事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けスキルアップに努めます。また、相談員等の心身の健康が損なわれることのないよう相談員等への受傷対策にも努めます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 県内のDV被害者支援担当者、警察関係者、弁護士、民間活動団体等を対象とした「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」を開催した。 「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座」 ・基礎講座(ぴゅあ総合 R6.7.7) 「DV被害者を救い出し、回復を支援できる地域社会をつくる」 講師：北仲千里氏（全国女性シェルターネット共同代表） 第1回実務者研修(ぴゅあ総合 R6.7.19) 「DV被害と多様な困難ー相談・支援の要所と注意点ー」 講師：佐々木郁子氏（DV被害者支援アドバイザー） 第2回実務者研修（市川三郷町生涯学習センター R6.8.1） 「DV被害と多様な困難ー相談・支援の要所と注意点ー」 県女性相談支援センター、女性の人権サポート・くろーばーとDV問題を考える講演・報告・ディスカッションを開催した。 ・DV問題を考える講演・報告・ディスカッション(ぴゅあ総合 R7.1.20) 講演「問題を抱えた女性からの相談の受け方について」 講師：信田さよ子氏（原宿カウンセリングセンター顧問・日本公認心理士協会会長） 報告：内野真理氏（甲斐市役所生活環境部市民活動支援課係長）、二星星氏（女性シェアハウス「星の虹」管理人）、青柳明美氏（女性の人権サポートくろーばー代表） コーディネーター：佐藤久子氏（山梨県女性相談支援センター 所長） アドバイザー：信田さよ子氏（原宿カウンセリングセンター顧問・日本公認心理士協会会長） 相談員等への研修の実施や専門研修の受講により専門性を高めるとともに、問題解決にあたり的確に対応できるよう、オンラインを含めた17の研修に参加し、事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けスキルアップに努めた。また、困難な課題を抱えた相談に応じる相談員の心身の健康状態にも十分に配慮した。 相談員等への研修の実施や専門研修の受講により専門性を高めるとともに、問題解決にあたり的確に対応できるよう、事例検討等を通じてスーパーバイザーの助言指導を受けスキルアップに努めた。また、困難な課題を抱えた相談に応じる相談員の心身の健康状態にも十分に配慮した。 ・「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座ー基礎講座ー」（主催：当センター）（R6.7.7） ・「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座ー実務者研修①ー」（主催：当センター）（R6.7.19）

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかつた理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
								<ul style="list-style-type: none"> ・「DVを経験した女性への支援を学ぶ講座－実務者研修②－」（主催：当センター）（R6.8.1） ・「甲州市要保護児童対策地域協議会」（主催：甲州市）（R6.8.6） ・「女性関連施設相談員・相談事業担当者オンライン研修」（主催：NWEC）（R6.9.1～30） ・「女性関連施設相談員・相談事業担当者対面研修」（主催：NWEC）（R6.9.19～20） ・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会」（主催：山梨県女性相談支援センター）（R6.10.25） ・「専門的な困難ケース解決のためのアドバイザー派遣事業」（主催：山梨県女性相談支援センター）（R6.11.12） ・「DV加害者は変われるかPart2」（主催：北九州市立男女共同参画センタームーブ）（R6.11.20） ・「第26回全国シェルターシンポジウム2024 in KOBE」（主催：全国女性シェルターネット）（R6.11.23～24） ・「犯罪被害者支援講演会」（主催：被害者支援センターやまなし）（R6.12.3） ・第2回女性支援新法全国フォーラム」（主催：厚生労働省）（R6.12.5～6） ・「千葉性暴力被害支援センターちらとの立ち上げとこれまでの歩み・課題」（主催：やまなし性暴力被害者サポートセンター）（R7.1.16） ・「DV問題を考える講演・報告・ディスカッション」（女性の人権サポート・くろーばー、山梨県女性相談支援センター、山梨県男女共同参画推進センター共催）（R7.1.20） ・「山梨県困難な問題を抱える女性支援調整会議 代表者会議」（主催：山梨県子ども福祉課）（R7.1.23） ・「関東甲信越地区女性支援事業研究協議会」（主催：群馬県）（R7.1.27） ・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する関係機関連絡協議会実務者会議」（主催：山梨県女性相談支援センター）（R7.2.19）

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかつた理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
91	組織的対応の推進			40	警察本部	・ 警察は、DVの特性等に関する理解を深め、適切な対応を行うため、職員に対する研修の実施及び人材の育成等を行います。	1	・各種会議等の機会を通じて職員等に対する研修を実施し、職員等の意識、知識の醸成を図るとともに、研修会を行い、人材育成を図った。
92				40	男女共同参画・多様性推進課	・ 国や民間団体等が実施する研修会等の情報提供を行い、受講を促すことで相談員等の資質向上に努めます。	1	・研修会の情報を配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間団体等に周知し、受講を促した。
93				41	女性相談支援センター	・ 配偶者暴力相談支援センターでは、研修会や会議等において情報の共有化、具体的な対応の方向性の検討等を図ることで、関係機関における相談員等の資質向上や心理的な負担軽減などに組織的に取り組みます。	1	・実務者会議やアドバイザー派遣によって情報や知識の共有を行った。（実務者会議2回、アドバイザー派遣2回）
94				41	ぴゅあ総合	・ 配偶者暴力相談支援センターでは、研修会や会議等において情報の共有化、具体的な対応の方向性の検討等を図ることで、関係機関における相談員等の資質向上や心理的な負担軽減などに組織的に取り組みます。	1	・研修会や会議等において情報の共有化、具体的な対応の方向性の検討等を図ることで、関係機関における相談員等の資質向上や心理的な負担軽減などに組織的に取り組んだ。
95	その他職員に向けジェンダーの視点を取り入れた研修の実施	教職員を対象とした研修会の開催【再掲】	41	男女共同参画・多様性推進課	・ 人権に基づくジェンダー平等の視点での教職員向けの研修会を開催し、児童・生徒・学生の「交際相手からの暴力（デートDV）」被害の未然防止等を図るとともに、文部科学省が推奨する「生命（いのち）の安全教育」に資する各学校での児童・生徒・学生向けの講座の開催について働きかけを行います。	1	・高校生徒指導主事に対するデートDV防止啓発研修会の実施（R6.6.18、43名参加 講師：弁護士 石川 恵氏） ・小・中・高・特支教職員、SC、SSW（役職問わず全職員）に対するデートDV防止啓発研修会の実施（R6.11.26、40名参加 講師：NPO法人ぱっぷす 相談主任 内田 紗梨氏）	

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかつた理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
96				41	特別支援教育・児童生徒支援課	・高校においては、教職員を対象とした「いじめ、暴力、デートDV等」に関する研修会の開催や学校訪問を通じて、生徒の道徳意識を高める教育を実施します。	1	・第2回高等学校生徒指導主事連絡会議（R6.5.14、対象：各学校生徒指導主事、約50名）において、「子どもの生きづらさの背景」を踏まえた指導のあり方について研修会を実施した。 ・第3回高等学校生徒指導主事連絡会議（R6.6.18、対象：各学校生徒指導主事、約50名）において、デートDVの実際とその予防的指導やいわゆるストーカー規制法、リベンジポルノ法の適用に関する研修会を実施するとともに、5月から11月にかけて県内28校の高校へ訪問し、生徒の人権感覚や道徳意識を高めるための情報提供を行った。
97			警察、行政職員等への研修会の実施【再掲】	41	男女共同参画・多様性推進課	・DVや性暴力被害者から相談を受ける支援者となり得る警察や行政職員等の職務関係者が、被害者に二次的な被害を与えることを防ぎ、身近な支援者として適切な対応ができるよう、人権に基づくジェンダー平等の視点での研修会等を通じて周知を図ります。	1	・県民講演会（11月）を開催し、警察や行政職員等の職務関係者に参加依頼を送付した。 ・DV防止啓発パンフレットを配布し、身近な支援者として適切な対応をするための参考資料として活用するよう呼びかけた。
98	8 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	緊急時における安全の確保	連絡体制の整備	42	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者への対応について、一時保護所、警察等とあらかじめ協議し相互の連絡体制を明確化します。	1	・緊急性のある被害者及びその同伴する家族について、警察とは年度初めに夜間休日を含む連絡体制について共有している。 ・所内においては緊急時の一時保護や加害者の対応をマニュアルに記載し、明確化している。
99				42	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者への対応について、一時保護所、警察等とあらかじめ協議し相互の連絡体制を明確化します。	1	・被害者及びその同伴する家族の緊急時の保護や加害者からの対応について、警察、女性相談支援センターとあらかじめ協議し、安全を確保した。
100		被害者及び同伴者の安全確保		42	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、市町村に対して、被害者及びその同伴する家族に対する緊急時の安全確保のため、支援の流れ・体制についての共有や警察との連携の必要性について確認を行います。 ・女性相談支援センターは、被害者の一時保護が行われるまでの間、加害者から危害を加えられるおそれがある場合には、警察による援助を依頼し被害者の安全確保を図ります。	1	・市町村から被害者についての相談が寄せられた場合は、相談に来所する際の同行を依頼し、危険性が高い場合には警察との連携について助言した。 ・加害者から危害が加えられるおそれがある場合、相談者に一時保護や警察への相談について情報提供を行った。また、来所時に警察の同行を依頼するなど、被害者の安全確保のための対策を講じた。
101	一時保護体制の充実	一時保護機能の充実		43	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、一時保護について、夜間・休日を問わず速やかに被害者保護の体制を整えるとともに、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡を取るなど緊密な連携を図ります。 また、必要に応じて民間シェルターなどへの一時保護委託を円滑に実施します。 ・女性相談支援センターは、入所者が安心して生活できる環境を整えるとともに、被害者のニーズに応じた支援計画を作成し市町村等と連携して自立に向けた支援を行います。	1	・休日・夜間における緊急の一時保護に対応するとともに、関係機関と速やかに連絡をとる体制を整えている。また、民間シェルターへの一時保護委託体制も整えた。（令和6年度一時保護所入所者18名、内DV主訴14名、同伴児16名） ・入所者に対してはニーズに応じた支援計画を作成し、市町村等と共に連携して自立支援を行っている。 ・入所者の健康状態は保健師が入所時及び必要時に面接相談をして把握し、保健指導を行った。 ・必要に応じて精神科医師、心理士の面接相談を行い、入所者の心身の状態把握に努めた。
102		被害者への医学的・心理的な支援		43	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、被害者や同伴する家族の疾病や心身の健康状態に応じて、精神科医による医療相談や臨床心理士等による心理相談を行います。また、医療機関受診の際には同行支援を行います。 ・女性相談支援センターは、必要に応じて、こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターと連携を図り、被害者の心身の状況に応じて安定に向けた支援が受けられるようにします。 ・女性相談支援センターは、被害者が性的な被害による心的外傷等を抱えている場合は、同被害の対応について専門的な知見を有し被害直後の支援を総合的に行うやまなし性暴力被害者サポートセンターと早期に連携し、心的外傷の被害回復支援に取り組みながら、日常生活の回復の支援等につなげていきます。	1	・一時保護者の心身の状況に応じて精神科医による医療相談や心理士による心理相談等を行っている。また、こころの発達総合支援センター及び精神保健福祉センターと連携を行っている。 ・医療機関受診の際に同行支援する体制を整えている。 ・性的な被害による心的外傷等に対してはやまなし性暴力被害者サポートセンターと連携し、被害回復支援に取り組んでいる。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
103			広域的連携の実施	43	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、被害者の安全確保を図るため、他都道府県への一時保護を行う必要がある場合は、広域的な連携を図ります。	1	・一時保護、女性自立支援施設及び母子生活支援施設等の利用が円滑に行えるよう、必要に応じて都道府県を越えた広域的連携を図った。
104	9 こどもに対する適切な支援	心理的ケア体制の整備と学習支援等の充実	一時保護に同伴する子への対応	44	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、児童相談所及び市町村と緊密に連携を取り、被害者が同伴する子について、必要な支援が受けられるよう適切に対応します。	1	・被害者が同伴する子どもは、DVの目撃による心理的虐待だけではなく、他の虐待被害を受けている可能性があるため、必要に応じて児童相談所及び市町村と連携し、母子支援につなげた。
105				44	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、学習支援員を配置するなど、関係機関相互に連携を図り、同伴する子の状況に応じた生活及び学習支援が行える体制を整えます。	1	・同伴する学齢期の児童（小中高生）に対する学習支援事業を委託形式で実施し、子どもの状況に応じた学習支援が行える体制を整えている。
106				44	特別支援教育・児童生徒支援課	・女性相談支援センターは、学習支援員を配置するなど、関係機関相互に連携を図り、同伴する子の状況に応じた生活及び学習支援が行える体制を整えます。	1	・関係機関との連携を図り、学習や生活指導・支援等の体制整備について県立学校等へ周知した。 ・高等学校教育相談連絡会議（年3回実施、各60名）、高等学校生徒指導主事連絡会議（年6回実施、各40～60名参加）を通して、関係機関との連携について情報提供や依頼をした。
107			児童生徒の精神的なケア及び学習環境の整備	45	特別支援教育・児童生徒支援課	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、DVによる被害を受けた児童生徒の心のケアを行い、安心して学習できる環境の整備に努めます。	1	・校長研修会（R6.6.4 約300名参加）、教頭研修会（R6.6.11 約370名参加）において、児童生徒の安全確保に関する留意事項や指導上配慮すべき事項等について周知を図った。（再掲） ・高等学校12校へ配置したスクールカウンセラー（R6年度は約2000時間の勤務実績）、各校からの要請に対応するスクールカウンセラー（R6年度は約200回、約500時間の勤務実績）、総合教育センター配置のスクールソーシャルワーカー（2名、R6年度は約1200時間の勤務実績）を活用して、家庭等における暴力による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境整備に努めた。
108	こどもが安心して生活できる環境整備	関係者への周知徹底		45	男女共同参画・多様性推進課	・教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。	1	・教職員研修会への参加呼びかけや教育関係者等へのDV・データDV防止啓発パンフレットの配布を実施した。
109				45	こども福祉課	・教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。	1	・児童虐待防止月間のオレンジリボンキャンペーンの取組の一つとして、親子で一緒に遊んで絆を深め、「189」や「親子のための相談LINE」の周知を図るためのイベント「親子でたのしむフライヤーングディスク教室」を開催（R6.11.30） 参加者23名（大人10名、小人13名）
110				45	特別支援教育・児童生徒支援課	・教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。	1	・校長研修会（R6.6.4 約300名参加）、教頭研修会（R6.6.11 約370名参加）において、児童生徒の安全確保に関する留意事項や指導上配慮すべき事項等について周知を図った。（再掲） ・第3回高等学校生徒指導主事連絡会議（R6.6.18、対象：各学校生徒指導主事、約50名）において、データDVの実際とその予防的指導やいわゆるストーカー規制法、リベンジポルノ法の適用に関する研修会を実施した。（再掲）
111				45	男女共同参画・多様性推進課	・被害者を保護するための接近禁止命令や電話等禁止命令制度（P32及びDV防止法参照）の内容について、教育関係者及び保育関係者等へ周知を図ります。	1	・DV啓発防止パンフレットの教育関係者への配布や県民講演会等を通じて周知した。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかつた理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
112			情報等の適切な管理	45	特別支援教育・児童生徒支援課	・子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図ります。	1	・高等学校教育相談連絡会議（6月・9月・12月の年3回：オンライン開催含む）や小中学校生徒指導主事（主任）研修会（5月・7月・9月・11月・1月の年5回）をとおして、子どもとその家族の個人情報の管理を徹底し、安全確保や守秘義務を徹底するよう担当者をとおして周知を図った。
113			関係機関との連携	45	特別支援教育・児童生徒支援課	・教育委員会及び学校は、子どもの教育を受ける権利を保障するため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図ります。	1	・校長研修会（R6.6.4 約300名参加）、教頭研修会（R6.6.11 約370名参加）等を通して、関係機関との一層の連携を依頼した。 ・小中学校生徒指導主事研修会（R6.5.9、約250名参加）において、関係機関との連携を図るなどして、児童生徒の虐待防止及び人権尊重の意識を高めるよう依頼した。 ・高等学校教育相談連絡会議（書面を含む年3回実施：各60名）、高等学校生徒指導主事連絡会議（書面を含む年6回実施：各40～60名）を通して、関係機関と連携を図るよう情報提供や指導をした。
114				45	女性相談支援センター	・接近禁止命令や電話等禁止命令（P32及びDV防止法参照）が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう被害者を促すとともに、必要に応じて関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供します。	1	・令和6年度に該当する事例はなかったが、子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促している。
115				45	ぴゅあ総合	・接近禁止命令や電話等禁止命令（P32及びDV防止法参照）が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう被害者を促すとともに、必要に応じて関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供します。	1	・年度内に該当事例はなかったが、子どもがいる被害者に対し、接近禁止命令や電話等禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るように促すとともに、関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供をしている。
116				45	警察本部	・接近禁止命令や電話等禁止命令（P32及びDV防止法参照）が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう被害者を促すとともに、必要に応じて関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供します。	1	被害者に対し、接近禁止命令が発出された旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促し、当該関係機関等と連携して被害関係者の安全確保を図った。
117	10 保護命令に対する適切な支援と対応	保護命令制度への対応	配偶者暴力相談支援センターにおける対応	46	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供、関係機関との連携を速やかに行うなどして、保護命令制度を円滑に活用できるよう被害者を支援します。 なお、被害者に対する危害が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの対応を行います。 ・配偶者暴力相談支援センターは、保護命令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、警察と情報を共有するなど連携を図ります。	1	・保護命令制度の説明、情報提供、申立て手続き支援を行っている。 ・危害が急迫していると認められるときは、警察へ通報するとともに、被害者に対し一時保護を勧奨するよう備えている。 ・保護命令後の被害者の安全確保のため、警察と情報共有を行っている。 ・令和6年度は実績なし。
118				46	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供、関係機関との連携を速やかに行うなどして、保護命令制度を円滑に活用できるよう被害者を支援します。 なお、被害者に対する危害が急迫していると認められるときは、警察にその旨を通報するとともに、被害者に対し、一時保護を受けることを勧奨するなどの対応を行います。 ・配偶者暴力相談支援センターは、保護命令後の被害者の安全確保を速やかに行うため、警察と情報を共有するなど連携を図ります。	1	・年度内に該当事例はなかったが、該当事例がある場合は、被害者の状況に応じて、保護命令制度に関する説明、申立て手続きへの助言、保護命令後の安全確保や留意事項の情報提供を速やかに行うなど、円滑な制度の活用に向けた支援を行う。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
119		警察における対応		47	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けた場合には、速やかに被害者と連絡を取り、住居、勤務先、通常所在する場所等について確認するなど、被害者の保護を徹底します。また、危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等について教示するとともに、配偶者暴力相談支援センターと連携のうえ、被害者の安全確保を図ります。 保護命令に係る情報を迅速に確認できる体制を整備するとともに、関係する警察職員にも情報を周知し、事案に応じて必要な措置を講じます。 DVの事案は、身近な者が行為者であるなどの理由から、被害届の提出や保護命令の申立てなどをめらうことも見受けられます。このため、事案の特徴、警察として取り得る措置、被害者自身の選択・決断・協力の必要性等を分かりやすく説明した上で、被害者の意思決定を支援します。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに被害者に連絡し、被害者保護を徹底するとともに、危害防止のための留意事項、緊急時の通報等について教示した。 県下警察署に対し、保護命令の内容、被害者の保護対策についての文書を発出して周知を図り、被害者が県外に居住、または転居した場合には、当該居所を管轄する警察本部に対して県間連絡を行い、被害者、被害関係者の安全確保を図った。 DV事案の危険性及び執りうる措置やその経過を記したチャート図を用いて、被害者に説明した上で被害者の意思確認を行い、被害者の要望に応じた支援を実施した。
基本目標Ⅲ 自立に向けた切れ目のない支援の充実・強化								
120	11 被害者に寄り添った包括的な支援	福祉制度を活用した支援の実施	各種福祉制度の活用	48	こども福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉事務所に相談があった場合は、被害者の安全確保に留意しながら、母子生活支援施設への入所、生活保護の適切な適用を行い被害者の自立を支援します。 母子・父子自立支援員は、職業能力の向上及び求職活動等就業についての相談や生活一般についての相談に応じ、母子家庭等自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当などに関する情報提供及び支援を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する相談や必要な調査、生活保護の適切な適用等を行った。母子・父子自立支援員は、就業や生活の相談に応じるとともに、母子（父子）家庭自立支援給付金や母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童扶養手当に関する相談及び支援を行った。
121						<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し被害者の状況に応じ活用できる福祉制度についての情報提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携を図り、被害者の状況に応じて福祉制度などの情報提供を行った。
122						<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、関係機関と連携し被害者の状況に応じ活用できる福祉制度についての情報提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し被害者の状況に応じ活用できる福祉制度についての情報提供を行った。
123						<ul style="list-style-type: none"> 被害者の自立支援にかかる国の施策について、配偶者暴力相談支援センターや府内関係各課、市町村、民間団体等へ情報を共有します。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関連絡協議会（10月開催）において国の施策を周知し、市町村、保健所、教育機関、民間団体等との連携強化に努めた。
124						<ul style="list-style-type: none"> 被害者の自立支援にかかる国の施策について、配偶者暴力相談支援センターや府内関係各課、市町村、民間団体等へ情報を共有します。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 説明会や研修会の場で国の施策を説明するなど、情報を共有した。
125						<ul style="list-style-type: none"> 一時保護等を行った当事者が地域での生活を安定して営めるよう、定期的な状況確認等を行うフォローアップの取組を進めます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体へ委託し、DV被害者の自立支援を行っていく体制を整えた。令和6年度は受け入れ実績無し。
126						<ul style="list-style-type: none"> 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨や規定に沿った女性自立支援施設の設置に向け、関係機関とともに検討を進めていきます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の女性自立支援施設の視察を行うとともに、女性自立支援施設設置のための課題の抽出をした。
127						<ul style="list-style-type: none"> 本県における母子生活支援施設の充実に向け、関係機関とともに検討を進めています。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 国の調査研究の動向を注視し、情報収集に努めた。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかつた理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
128	民間団体等と連携した包括的・継続的な支援 当事者の集いや居場所の提供等の促進 被害者のこどもが安心して暮らせるための支援	民間シェルターでの生活相談・自立支援の実施	49	福祉保健総務課	・ 継続した生活上の支援が必要な女性に対し、民間団体による一時的な居住場所（シェルター）において、被害者個々の課題に応じた生活相談、行政機関等への同行支援、就職支援等を実施します。	1	・ 民間シェルターに保護された女性に対し、個々の課題に応じた生活相談、同行支援、就職支援等を実施した。	
129		当事者の集いや居場所の提供等の促進	50	福祉保健総務課	・ 民間団体の活動への支援を通じ、地域における当事者の集いや居場所の提供等の取組を促進し、地域での生活再建を支えていきます。	1	・ 民間団体への備品購入費の補助やアドバイザーの派遣によって民間団体の活動を支持することで当事者の集いや居場所の提供等の取組を促進した。	
130		男女共同参画・多様性推進課	50		・ 被害者等が、DV等によって失われた尊厳や生きる力を取り戻し、自立していく契機となるような機会を提供できるよう、民間団体等と連携を図りながら講座等を実施します。	1	・ 暴力によって失われた尊厳や生きる力を取り戻して自立へ一步踏み出せるためのきっかけとして「さんSunプログラム」を全6回開催。 コーディネーター（全6回）：山梨英和大学専任講師・臨床心理士 桑本 佳代子氏 ①R6.7.29 13名参加 内容：ヨガ・マインドフルネス 講師：Re+act association代表理事 竹田 夕子氏 ②R6.9.18 9名参加 内容：ヨガ・マインドフルネス 講師：Re+act association代表理事 竹田 夕子氏 ③R6.10.22 7名参加 内容：臨床美術 講師：ART-KEY 天沼 操氏 ④R6.12.10 8名参加 内容：ゆったり身体を動かしてみよう 講師：リズムオブラブ 渡辺 光美氏 ⑤R7.1.16 9名参加 内容：セルフエステ講座ですっきり身軽になろう 講師：株式会社ポーラ 萩原 智美氏 ⑥R7.2.27 9名参加 内容：メイクアップ講座できらっと輝く 講師：株式会社ポーラ 萩原 智美氏)	
131		支援情報の提供	50	女性相談支援センター	・ 配偶者暴力相談支援センターは、市町村と連携し、必要に応じて、子どもの就学や保育・子育て支援、予防接種や健診等について被害者への情報提供を行います。	1	・ 必要に応じて、同伴児童の就学・保育・予防接種・検診等について市町村と連携し、被害者へ情報提供を行った。	
132		びゅあ総合	50		・ 配偶者暴力相談支援センターは、市町村と連携し、必要に応じて、子どもの就学や保育・子育て支援、予防接種や健診等について被害者への情報提供を行います。	1	・ 子どもの就学や保育について情報提供を行うほか、子どもとともに遠隔地で生活する被害者については、住民票の記載がなされていない場合であっても、居住していることが明らかであれば、居住地の市町村において予防接種や健診が受けられることについて、市町村と連携して情報提供を行った。	
133		児童生徒の精神的なケア及び学習環境の整備 【再掲】	50	特別支援教育・児童生徒支援課	・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、DVによる被害を受けた児童生徒の心のケアを行い、安心して学習できる環境の整備に努める。	1	・ 校長研修会（R6.6.4 約300名参加）、教頭研修会（R6.6.11 約370名参加）において、児童生徒の安全確保に関する留意事項や指導上配慮すべき事項等について周知を図った。（再掲） ・ 高等学校12校へ配置したスクールカウンセラー（R6年度は約2000時間の勤務実績）、各校からの要請に対応するスクールカウンセラー（R6年度は約200回、約500時間の勤務実績）、総合教育センター配置のスクールソーシャルワーカー（2名、R6年度は約1200時間の勤務実績）を活用して、家庭等における暴力による被害を受けた児童生徒の心のケアを実施し、安心して学習できる環境整備に努めた。（再掲）	
134		関係者への周知徹底 【再掲】	50	男女共同参画・多様性推進課	・ 教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。	1	・ 教職員研修会への参加呼びかけや教育関係者等へのDV・デートDV防止啓発パンフレットの配布を実施した。	
135		こども福祉課	50		・ 教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。	1	・ 児童虐待防止月間のオレンジリボンキャンペーンの取組の一つとして、親子で一緒に遊んで絆を深め、「189」や「親子のための相談LINE」の周知を図るためのイベント「親子でたのしむフライングディスク教室」を開催（R6.11.30） 参加者23名（大人10名、小人13名）	
136		特別支援教育・児童生徒支援課	50		・ 教育関係者及び保育関係者に対し、さまざまな研修の場を通じて、児童生徒の虐待に関する留意事項やDV被害の特性、配慮すべき事項について周知徹底を図ります。	1	・ 校長研修会（R6.6.4 約300名参加）、教頭研修会（R6.6.11 約370名参加）において、児童生徒の安全確保に関する留意事項や指導上配慮すべき事項等について周知を図った。（再掲） ・ 第3回高等学校生徒指導主事連絡会議（R6.6.18、対象：各学校生徒指導主事、約50名）において、デートDVの実際とその予防的指導やいわゆるストーカー規制法、リベンジポルノ法の適用に関する研修会を実施した。（再掲）	

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかつた理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
137	12 就業支援の充実	就業支援機関の活用	就業相談などの制度の活用	50	男女共同参画・多様性推進課	・被害者を保護するための接近禁止命令や電話等禁止命令制度の内容について、教育関係者及び保育関係者等へ周知を図ります。	1	・DV啓発防止パンフレットの教育関係者への配布や県民講演会等を通じて周知した。
138				50	特別支援教育・児童生徒支援課	・子どもの転出先や居住地等の情報を適切に管理し、被害者とその子どもの安全確保や守秘義務の徹底を図ります。	1	・高等学校教育相談連絡会議（6月・9月・12月の年3回：オンライン開催含む）や小中学校生徒指導主任（主任）研修会（5月・7月・9月・11月・1月の年5回）をとおして、子どもとその家族の個人情報の管理を徹底し、安全確保や守秘義務を徹底するよう担当者をとおして周知を図った。（再掲）
139				51	特別支援教育・児童生徒支援課	・教育委員会及び学校は、子どもの教育を受ける権利を保障するため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村等の関係機関と連携を図ります。	1	・教育委員会及び学校は、関係機関や教育委員会の主催する会議等をとおして、児童生徒の学習保障や安全確保のため、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、市町村の子育て・福祉担当課及び警察等の関係機関との連携を図った。（再掲）
140				51	女性相談支援センター	・接近禁止命令や電話等禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう被害者を促すとともに、必要に応じて関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供します。	1	・令和6年度に該当する事例はなかったが、子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、被害者に対し、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促している。
141				51	ひゅあ総合	・接近禁止命令や電話等禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう被害者を促すとともに、必要に応じて関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供します。	1	・年度内に該当事例はなかったが、子どもがいる被害者に対し、接近禁止命令や電話等禁止命令が発令された場合には、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るように促すとともに、関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供をしている。
142				51	警察本部	・接近禁止命令や電話等禁止命令が発令された場合には、配偶者暴力相談支援センター及び警察は、その旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう被害者を促すとともに、必要に応じて関係機関連絡協議会の枠組みを活用しそれらの機関へ情報提供します。	1	被害者に対し、接近禁止命令が発出された旨を教育委員会、学校、保育所等に申し出るよう促し、当該関係機関等と連携して被害関係者の安全確保を図った。
143				51	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行います。 ・配偶者暴力相談支援センターは、医療保険や年金等に関する情報、法律相談に関する情報、福祉サービス、外国人の支援制度等、必要な情報提供を行います。	1	・被害者の自立支援のため、市町村や関係機関と連絡調整を図りながら、各種情報提供、生活再建についての関係機関との連携（就労支援、居住支援）を行っている。
144				51	ひゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行います。 ・配偶者暴力相談支援センターは、医療保険や年金等に関する情報、法律相談に関する情報、福祉サービス、外国人の支援制度等、必要な情報提供を行います。	1	・被害者の自立に必要な生活全般にわたるさまざまな事項を市町村や関係機関との連絡調整を図りながら適切に行つた。 ・法律相談に関する情報、福祉サービス、外国人の支援制度等、必要な情報提供を行つた。
145				51	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者が地域で安定した生活を送るために、市町村、民間団体、関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介や一時保護等退所後の継続した支援につなげます。	1	・被害者が地域において安定した生活を送るように、市町村、民間団体、関係機関と連携し、被害者の状況に応じた適切な相談窓口の紹介を行つた。
146				51	ひゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者が地域で安定した生活を送るために、市町村、民間団体、関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介や一時保護等退所後の継続した支援につなげます。	1	・市町村等関係機関と連携し、適切な相談窓口の紹介等、地域における継続的な支援を行つた。
147				52	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談など就業に関する制度の活用を促します。	1	・子どものいる被害者が就労を希望する場合には、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を行つた。
148				52	ひゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談など就業に関する制度の活用を促します。	1	・年度内に該当事例はなかったが、該当事例がある場合は、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、職業訓練や就業に向け、継続した支援を行つ。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)	
149	13 住宅確保に係る支援の充実		雇用関連サービスの提供	52	働く人・働き方支援課	<ul style="list-style-type: none"> 「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」において、被害者に対して就労相談や職業紹介などの雇用関連サービスをワンストップで提供するほか、「やまなし就職応援ナビ」による就職情報の提供などにより、就労支援を行います。 また、「やまなし・しごと・プラザ」及び「やまなし・しごと・プラザ サテライト」では、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 実績：職業相談10,097件、職業紹介3,109件、カウンセリング2,021件ほかハローワークと連携し、雇用関連サービスをワンストップで提供した。また、「やまなし就職応援ナビ」等で合同就職面接会やセミナーなどの就職イベント情報を提供した。 <p>※被害者のみの件数は集計不可能なため、全利用件数を記載</p>	
150			職業訓練施策による支援	52	産業人材課	<ul style="list-style-type: none"> DVによる被害者を含めた母子家庭の母等の自立を図るために、職業訓練の実施について多様な広報媒体を活用して周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センター等を通じて被害者に情報提供を行います。 また、受講者のニーズに沿った職業訓練や就業相談等のほか、希望者には託児サービスを行うなど就業に向けた支援を行います。 被害者の就労や収入増につながるよう、IT関連やDXなどデジタル化の進展に対応したスキルアップに資する講座や職業訓練等を実施します。 	1	<p>(継続) 離転職者等を対象にした職業訓練の実施について周知を図った。</p> <p>また、一部のコースにおいて託児サービスを行ったほか、eラーニングコースを設け、就業に向けた支援を行った。</p> <p>※受講者がDV被害者かどうかは不明。</p>	
151		就業に向けた情報提供・助言	就業に向けた情報提供・助言	53	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携して被害者に対して、就業に向けた情報提供、助言を行います。 配偶者暴力相談支援センターは、雇用保険の制度等について被害者に対し情報提供を行い、必要に応じて制度の利用を促します。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 実務者会議等を通してハローワークと情報共有を行い、必要に応じて相談者へ情報提供を行った。 雇用保険の制度等についてはハローワークへの相談を促している。 	
152			就業に向けた情報提供・助言	53	ぴゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、公共職業安定所、職業訓練施設等と連携して被害者に対して、就業に向けた情報提供、助言を行います。 配偶者暴力相談支援センターは、雇用保険の制度等について被害者に対し情報提供を行い、必要に応じて制度の利用を促します。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所、職業訓練施設等と連携し、就業に向けた情報提供、助言等を行った。 また、雇用保険の制度等について被害者に対し情報提供を行い、制度の利用を促した。 	
153		住宅への入居支援	県営住宅を活用した入居支援	54	住宅対策室	<ul style="list-style-type: none"> 被害者が県営住宅への入居を希望する場合には、地域の住宅事情や県営住宅ストックの状況を総合的に勘案して、優先入居者として取り扱うとともに、収入認定や保証人の取扱いについて、被害者の実情を勘案して弾力的に運用します。 県営住宅の目的外使用制度の活用により、被害者の一時避難に対応できる住戸数の確保を図ります。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県営住宅優先入居取扱要綱に基づき、DV被害者世帯を公営住宅の優先入居対象とし、連帯保証人の連署を不要とするなど弹力的な運用を行いました。 行政財産目的外使用許可制度を活用し、DV被害者世帯に対して県営住宅3戸の一時使用を許可しました。 	
154		市町村営住宅入居に対する支援	市町村営住宅入居に対する支援	54	住宅対策室	<ul style="list-style-type: none"> 被害者が市町村営住宅へ優先入居できるよう市町村に対し働きかけを行うとともに、制度運用に関する情報提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 法改正の内容及び制度運用の変更点について、市町村に情報提供を行いました。 	
155		民間賃貸住宅への入居制度に対する支援	民間賃貸住宅への入居制度に対する支援	54	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 被害者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるようセーフティネット住宅の登録を促進します。 	1	<p>県ホームページ及び山梨県居住支援協議会ホームページに、セーフティネット住宅の登録に関する周知情報（大家・不動産業者向け）などを掲載し、住宅の登録を促進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録戸数（R6年度末時点）：6,748戸 	
156		住宅の確保に係る情報提供	住宅の確保に係る情報提供	55	女性相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し住宅の確保について事案に応じた情報提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の確保について情報提供を行い、必要に応じて住宅供給公社等との連携を行った。 	
157		住宅の確保に係る情報提供	住宅の確保に係る情報提供	55	ぴゅあ総合	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し住宅の確保について事案に応じた情報提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の確保については、市町村や県住宅供給公社と連携して情報提供を行った。 	
158		住宅の確保に係る情報提供	住宅の確保に係る情報提供	55	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センターや被害者の入居支援に関わる福祉保健部各課等を通じ、被害者が県営住宅や民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう空き家情報を提供を行います。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ（国のセーフティネット住宅情報提供システムを活用）でセーフティネット住宅の空き家情報を提供している。 	

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
159			55	住宅対策室	・配偶者暴力相談支援センターや被害者の入居支援に関わる福祉保健部各課等を通じ、被害者が県営住宅や民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう空き家情報の提供を行います。	1	・福祉保健部等の各種計画及びマニュアルに入居支援情報を掲載し、県営住宅の空き室情報を県ホームページにて公開した。	
基本目標IV 施策推進のための連携体制の強化								
160	14 関係機関のネットワークの充実	関係機関連絡協議会等の充実	関係機関連絡協議会の開催	56	男女共同参画・多様性推進課	・県、市町村、民間団体等による関係機関連絡協議会を開催し、意見や情報の交換を通じて、DVに関する問題に対する認識を共有し、連携の強化を図ります。	1	・関係する機関が、互いに認識を共有し連携を図るため、関係機関連絡協議会を10月に開催した。
161			実務者会議等の開催	56	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、被害者の相談・保護・自立支援のための連絡調整・支援体制について、市町村等関係機関の実務担当者を集めた実務者会議を開催し、ネットワーク体制の強化を図るとともに、研修や事例検討を行います。	1	・実務者会議を2回開催し、事例検討を行った。 ・市、民間団体の相談員対象の研修を2回行った。
162		被害者支援のためのネットワークの強化	配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化	57	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察、裁判所、日本司法支援センター（法テラス）、市町村等との連携、自立支援については、保健福祉事務所、市町村、公共職業安定所、民間団体等との連携等、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めます。	1	・被害者の保護と自立支援のため、保護については警察、弁護士会、市町村等と、自立支援については、保健福祉事務所、市町村、労働局、民間団体等と連携している。
163				57	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、配偶者暴力相談支援センターを中心として、保護については警察、裁判所、日本司法支援センター（法テラス）、市町村等との連携、自立支援については、保健福祉事務所、市町村、公共職業安定所、民間団体等との連携等、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めます。	1	・年度内に保護の該当事例はなかったが、自立支援については、関係各機関との連携等、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めた。
164			地域ネットワークの充実	57	男女共同参画・多様性推進課	・地域で被害者に直接接する機会の多い市町村や保健福祉事務所、警察署等に働きかけ、地域におけるネットワーク会議等を行い、地域単位での支援ネットワークの構築を図ります。	1	・関係機関連絡協議会を開催し、地域ごとに情報を共有し合える機会とした。
165	15 市町村・国との連携強化	市町村における施策推進のための情報提供・支援	市町村DV防止計画及び配偶者暴力相談支援センター機能整備の促進	58	男女共同参画・多様性推進課	・市町村におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置について、様々な機会を捉えて市町村に働きかけるほか、国や県その他の取り組みについての情報提供や助言を行います。	1	・市町村に対して国や県の取組を説明し、DV防止計画策定や配偶者暴力相談支援センター設置を促した。 (令和6年度末時点のDV防止計画の策定状況：22市町村)
166				58	女性相談支援センター	・市町村におけるDV防止計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置について、様々な機会を捉えて市町村に働きかけるほか、国や県その他の取り組みについての情報提供や助言を行います。	1	・実務者会議の機会を通じて情報提供及び情報共有した。 ・市町村からの支援に関する問い合わせに対して必要な助言を行った。
167				58	男女共同参画・多様性推進課	・市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には支援を行うとともに、県と市町村それぞれが適切な役割を果たせるよう努めます。	1	・令和6年度は該当事例はなかったが、関係機関連絡協議会を開催し、県と市町村それぞれの活動について情報提供及び情報共有を行った。
168				58	女性相談支援センター	・市町村が配偶者暴力相談支援センターを設置する際には支援を行うとともに、県と市町村それぞれが適切な役割を果たせるよう努めます。	1	・実務者会議等を通じ、配偶者暴力相談支援センターについての情報提供及び情報共有を行った。
169		窓口における円滑な手続きの推進		58	男女共同参画・多様性推進課	・被害者の負担軽減等を図るために、市町村内における手続きの一元化等について、会議、研修等を通して働きかけを行います。	1	・関係機関連絡協議会の中で情報提供及び情報共有を行った。

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
170			人材育成に向けた支援	59	男女共同参画・多様性推進課	・市町村が実施する施策が円滑に進むよう、DVの防止及び被害者の保護に関わる市町村職員に対し、被害者的人権やDVの特性についての理解を深め、迅速かつ適切な対応を行うために必要な研修の機会を提供します。	1	・DV防止に関わる県民講演会や女性相談支援センター主催の実務者会議への参加を呼びかけた。
171				59	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、実務者会議等を開催し、学識関係者や関係機関の理解と協力を得る中で市町村担当者の資質向上を図ります。	1	・代表者会議1回、実務者会議2回を開催し、市町村担当者の資質向上を図った。
172			国の施策の情報提供・連携	59	男女共同参画・多様性推進課	・国の動向や実施施策について注視し、常に関係機関や民間団体と情報を共有し連携します。 ・国が実施している電話・メール・チャット等で相談が可能な「DV相談プラス」、「Curetime（外国语での対応可）」等について、パンフレットや相談機関を掲載したカード、ホームページ等で広く周知します。【再掲】 ・国や民間団体等が実施する研修会等の情報提供を行い、受講を促すことで相談員等の資質向上に努めます。【再掲】	1	・関係機関連絡協議会（10月開催）において国の施策を周知し、市町村、保健所、教育機関、民間団体等との連携強化に努めた。 ・啓発パンフレット・相談カードに「DV相談プラス」や「Curetime」等について掲載し、配偶者暴力相談支援センター等に配布し窓口への設置を依頼した。 ・ホームページでも「DV相談プラス」や「Curetime」等についての情報を掲載している。 ・研修会の情報を配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間団体等に周知し、受講を促した。
173				59	男女共同参画・多様性推進課	・被害者の自立支援にかかる国の施策について、配偶者暴力相談支援センターや府内関係各課、市町村、民間団体等へ情報を共有します。【再掲】	1	・関係機関連絡協議会（10月開催）において国の施策を周知し、市町村、保健所、教育機関、民間団体等との連携強化に努めた。
174				59	福祉保健総務課	・被害者の自立支援にかかる国の施策について、配偶者暴力相談支援センターや府内関係各課、市町村、民間団体等へ情報を共有します。【再掲】	1	・説明会や研修会の場で国の施策を説明するなど、情報を共有した。
175	16 民間団体等との連携と協働	民間団体等との連携の促進	関係機関連絡協議会を通じた連携	60	男女共同参画・多様性推進課	・関係機関連絡協議会を通じて、県医師会や県歯科医師会、県看護協会、民間団体等にDVに関する問題について理解と協力を働きかけます。	1	・関係者連絡協議会において説明を行い、協力をお願いした。
176			実務者会議を通じた連携	60	女性相談支援センター	・女性相談支援センターは、実務者会議を通じて民間団体と意見交換等を行い支援の連携を図ります。	1	・実務者会議を開催し、民間団体と意見交換等を行った。（2回）
177			民間シェルターでの生活相談・自立支援の実施【再掲】	60	福祉保健総務課	・継続した生活上の支援が必要な女性に対し、民間団体による一時的な居住場所（シェルター）において、被害者個々の課題に応じた生活相談、行政機関等への同行支援、就職支援等を実施します。	1	・民間シェルターに保護された女性に対し、個々の課題に応じた生活相談、同行支援、就職支援等を実施した。
178			当事者の集いや居場所の提供等の促進【再掲】	61	福祉保健総務課	・民間団体の活動への支援を通じ、地域における当事者の集いや居場所の提供等の取組を促進し、地域での生活再建を支えていきます。	1	・民間団体への備品購入費の補助やアドバイザーの派遣によって民間団体の活動を指示することで当事者の集いや居場所の提供等の取組を促進した。
179				61	男女共同参画・多様性推進課	・被害者等が、DV等によって失われた尊厳や生きる力を取り戻し、自立していく契機となるような機会を提供できるよう、民間団体等と連携を図りながら講座等を実施します。	1	・暴力によって失われた尊厳や生きる力を取り戻して自立へ一歩踏み出せるためのきっかけとして「さんSunプログラム」を全6回開催。 コーディネーター（全6回）：山梨英和大学専任講師・臨床心理士 桑本 佳代子氏 ①R6.7.29 13名参加 内容：ヨガ・マインドフルネス 講師：Re+act association代表理事 竹田 夕子氏 ②R6.9.18 9名参加 内容：ヨガ・マインドフルネス 講師：Re+act association代表理事 竹田 夕子氏 ③R6.10.22 7名参加 内容：臨床美術 講師：ART-KEY 天沼 操氏 ④R6.12.10 8名参加 内容：ゆったり身体を動かしてみよう 講師：リズムオブラブ 渡辺 光美氏 ⑤R7.1.16 9名参加 内容：セルフエステ講座ですっきり身軽になろう 講師：株式会社ポーラ 萩原 智美氏 ⑥R7.2.27 9名参加 内容：メイクアップ講座できらっと輝く 講師：株式会社ポーラ 萩原 智美氏)

整理番号	重点目標	施策の方向	項目	計画頁	担当所属	施策の内容	令和6年度の実施状況	実施状況 (件数、人数、日時、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入) (新規の内容は文頭に(新規)を表記)
180	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	民間団体等と連携した人材の育成	効果的な周知・啓発に向けた連携	61	ぴゅあ総合	・男女共同参画推進センターは、男女共同参画に関する団体など、様々な民間団体と連携を図りながら、DVの防止と被害者の保護に向けた効果的な周知・啓発を行います。	1	・「女性の人権サポート・くろーばー」などの民間団体と連携を図りながら、広報啓発を行った。
181			研修会等の実施	61	女性相談支援センター	・DVに関する研修会等については、女性相談支援センターが行う専門的な研修や関係機関による事例検討会等へ民間団体にも参加を呼びかける等、人材の育成を図ります。	1	・民間団体に実務者会議やアドバイザー派遣事業の研修会への参加を呼びかけ、情報共有を行った。(4回)
182			民間女性支援団体の立ち上げや活動拡充への支援	61	福祉保健総務課	・柔軟で多様な支援を行う民間団体を育成するため、当事者の集いや居場所の提供等を行う民間団体の立ち上げや活動の拡充等に対し支援を進めています。	1	民間団体が新たに開始する困難な問題を抱える女性への相談対応や自立支援の取り組みに対する補助金で、地域の当事者の集いや居場所の提供等の取組を促進した。(2件)
183		苦情の適切かつ迅速な処理	職務の改善及び被害者等への説明	62	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターや警察等関係機関は、苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に基づき、適切かつ迅速な処理を行うとともに、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努めます。	1	・苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に基づき対応することとしている。
184			62	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターや警察等関係機関は、苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に基づき、適切かつ迅速な処理を行うとともに、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努めます。	1	・苦情の実績はないが、苦情の申し出があった場合には、苦情対応マニュアルに基づき適切かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて改善に努めることとしている。また、処理結果についても原因報告、解決策の提示などにより申立人に対する説明責任を果たすこととしている。	
185			62	警察本部	・配偶者暴力相談支援センターや警察等関係機関は、苦情の申し出があった場合には、それぞれの機関における苦情処理制度に基づき、適切かつ迅速な処理を行うとともに、処理結果について申立人に対する説明責任を果たすとともに、必要に応じて職務の改善に反映するよう努めます。	1	組織対応し、迅速的確に処理するとともに、必要に応じて職務の改善に反映させた。また、処理結果についても可能な限り、申立人に対して説明を行い、説明責任を果たすよう努めた。	
186	18 調査研究の推進	被害者保護に関する調査	被害者の相談・保護事例の分析	63	女性相談支援センター	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者からの相談や保護事例について、秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、DVやデートDVによる被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てます。	1	・事例における秘密の保持や心情等に配慮の上で、被害者の支援に努めている。
187			63	ぴゅあ総合	・配偶者暴力相談支援センターは、被害者からの相談や保護事例について、秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、DVやデートDVによる被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てます。	1	・相談業務を行うに当たっては、常に秘密の保持や被害者の心情等に十分配慮しながら詳細な分析を行い、被害の実態を把握するとともに、被害者の心身の健康を回復させるための方法の検討及び自立に向けた支援に役立てるよう努めた。	
188		加害者更正に向けた調査研究	加害者への対応についての研究	63	男女共同参画・多様性推進課	・加害者対策については、引き続き国等の動向や他都道府県や民間団体等の取組情報を積極的に収集し、加害者に対する効果的な啓発や加害者の更正を促す対策を検討していきます。	1	・国の調査研究の動向や他県の状況について情報収集に努めた。
189			63	福祉保健総務課	・加害者対策については、引き続き国等の動向や他都道府県や民間団体等の取組情報を積極的に収集し、加害者に対する効果的な啓発や加害者の更正を促す対策を検討していきます。	1	・加害者対策のための情報収集及び啓発を行っている。	

※件数等の集計期間については、県・配偶者暴力相談支援センターは年度、警察本部は年（1/1～12/31）となる。